

摂津市議会

文教常任委員会記録

平成21年3月17日

議 会 事 務 局

目 次

文教常任委員会

3月17日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
委員会記録署名委員の指名	2
議案第1号所管分、議案第10号所管分の審査	2
質疑（森西正委員、森内一歳委員、藤浦雅彦委員、本保加津枝委員）	
採決	52
閉会の宣告	52

文教常任委員会記録

1. 会議日時

平成21年3月17日(火) 午前10時 開会
午後3時3分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長	柴田繁勝	副委員長	本保加津枝	委員	森西 正
委員	藤浦雅彦	委員	森内一蔵	委員	安藤 薫

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長	森山一正	教育長	和島 剛		
教育総務部長	羽原 修	同部理事	平岡利彦	同部次長兼総務課長	馬場 博
同部参事兼人権教育室長	高橋敏夫	同部参事兼教育研究所長	以登田 毅		
総務課参事	岩見賢一郎	同課参事	大橋徹之	学校教育課長	前馬晋策
同課参事	平松直樹	同課参事	若狭孝太郎	教育研究所参事	奥野宏一
生涯学習部長	大場房二郎	青少年課長	川崎敏康		
生涯学習スポーツ課長	小林寿弘	同課参事	上 清隆		
市民図書館長	高田繁夫	同館参事	石田一男		

1. 出席した議会事務局職員

事務局長	岸本文夫	同局書記	杉本 徹
------	------	------	------

1. 審査案件(審査順)

議案第1号 平成21年度摂津市一般会計予算所管分

議案第10号 平成20年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分

(午前10時 開会)

○柴田繁勝委員長 ただいまから文教常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、森内委員を指名します。

先日に引き続き、議案第1号所管分及び議案第10号所管分の審査を行います。

質問のある方。

森西委員。

○森西正委員 おはようございます。

それでは、概要に沿って進めさせていただきます。

まず、104ページですが、私も一応番号を、通し番号をつけてますので、そのようにさせていただきます。

まず1番ですけれどもね、104ページの、新入学児童のこの新入学用品支給事業ですけれども、以前もこの点に関して質問をさせていただいて、ランドセルの件ですけれどもね。物を大切にという立場から、以前は質問させていただきました。人間基礎教育の部分から、節約という部分で。

その時の答弁では、支給しているにもかかわらず、本当にもう低学年で保護者の方がご用意をされているかばんにかえるということで、節約という意味から、人間基礎教育を徹底していきたいというようなご答弁であったと思うんですけれども、以前に質問をさせていただいた以後、そうは変わっていないのが現状であろうかと思うんですけれども、その点、改めて、支給をしているにもかかわらず、すぐに、摂津市から支給しているランドセルから、保護者のご用意をしているかばんにすぐかえる、低学年でかえるというようなことについてどのようにお考えなのか、お答えいただけますでしょうか。

続いて、安全対策事業ですが、新入学児童等への防犯ブザー貸与ですけれども、

防犯ブザーの故障が多いというようなことが、マスコミで報道されておったんですけれども、この辺、摂津市ではどういう現状になっているのか、お答えをいただけますでしょうか。

続いて、106ページの教職員人事事業です。そこに、備考の方に、教職員人事異動に伴う内申書用紙の購入ということが書かれておるんですけれども、この内申書というのはどういうふうなものなのか、お答えをいただけますでしょうか。

続いて、108ページです。教育研究所の移転事務事業ですけれども、男女共同参画センターに教育研究所が移転をされるということですが、男女共同参画センターに移転をするというのは聞いておりますけれども、現在の教育研究所がある跡、その部分はどのようになっていくのか、お聞かせいただけますか。

続いて、摂津市研究学校園補助事業ですけれども、教育課程研究開発委嘱校ということで、この点を現実的に予算化をしておるわけですが、予算化をするのと、予算化をしないことのちがいが、「こういうふうな取り組みを行わない」など、どのように違いがあるのかをお聞かせいただけますでしょうか。

続いて、その下ですね、学校部活動等助成事業ですけれども、これも今まで私も質問させていただいて、多くの委員さんからも質問があった部分ですけれども、今までいろいろ質問があった中で、今後検討していくというようなご答弁であったんですけれども、その後に検討した上で、どのような変化があったのか、どのように改善をされていくのか、お答えをいただけますでしょうか。

続いて7番ですが、その下、学力定着度調査事業ですけれども、先日のこの委

員会でも、保護者にはプリントを配布して、事後の発信が大事であるというふうなご答弁でありました。さらに、生活習慣の改善をしていくというふうなことは、教育委員会、すべての考えで、皆さん同じ考えであろうとは思いますが、保護者にはどのような方法でそういう部分、プリントを配布ということですが、それ以外で保護者に現状説明と申しますか、そういうことを、実際はその家庭訪問ですね、懇談、面談等というのがあるとは思いますが、年に何回、保護者の方と子どもの件について話ができる機会が実際にあるのか、お答えをいただけますでしょうか。

続いて110ページ、摂津市の小中連携教育推進事業、これは義務教育9年間を見通した教育課程の編成実施と、生徒指導方法の確立を研究推進するということですが、私の以前の質問で、

「学力テスト、もう長年されていますけれども、小学校で正答率が低かった子が、中学校になってその部分を改善をされてよくなってるのかどうか」という質問をさせていただいた時に、「小学校でつまずいた子は、中学校でも同じところをつまずいている」というふうなお答えであったんですが、学力テストで問題点というのがわかって、その点を改善していかなければならないと思うんですが、この際、個々の指導方法、小中連携の教育推進事業というのがありますけれども、小学校、中学校という部分で、学校の連携はしたとしても、小中の連携ですね、それぞれの小学校、中学校でどのように連携をしていくのかという、学習連携ですね、その点はどのようにお考えなのか、お答えをいただけますでしょうか。

続いて、114ページですが、9番で

すね、小学校給食調理場の改善事業ですけれども、以前、鳥飼西小学校では、2学期まで工事が入りまして、その時には仕出しをとられたということですが、今回、鳥飼北小学校ですけれども、前回の仕出し、夏休み中に工事を終えてというのが本来であろうと思いたすけれども、前回、鳥飼西小学校がそうなったことを前例に踏まえて、夏休み中に工期を終えることを考えておるのか、先日、天候によっては2学期までというふうなことをご答弁されていましたが、その点はないというような形で進めていかれるのか、前回のその鳥飼西小学校のことを踏まえて、どのようにお考えなのか、お聞かせいただけますでしょうか。

それと、全体的な、この概要全体的に通してなんですけれども、これ10番ですが、体力テストという部分が、ちょっと私、見受けられなかったんです。どの事業に当てはまるのかという部分が見受けられなかったので、この中で、この事業であるというふうな部分を、あればお聞かせいただけますでしょうか。

続いて11番ですけれども、先ほども学力調査テストのところ、生活習慣改善というふうな部分で、先日、携帯電話の講演がありました。私も後からでしたけれども参加をさせていただいて、講師の方も参加された人数が少なかったということが残念であるということをおっしゃっておられたんですが、顔ぶれを見ますと、教育委員会の方がたくさんおられて、PTAの役員さんがおられたという形なんですけれども、そのような形の外に発信をしたというような考えを持っていいのかですね。外に発信したと言えるものなのか。顔ぶれを見ますと、内部で勉強会をしたというように見受けられるんですが、その点、お聞かせ

いただけますか。

それと、携帯電話のことですね、教育委員会としては今後どのように考えていくつもりであるのか、お考えをお聞かせいただけますでしょうか。

続いて、12番ですけれども、先日卒業式、中学校の卒業式に参加をさせていただきました。聞くところによると、全体的に厳粛な卒業式であったと聞いておるんですけれども、私が中学校時代と比べて、全体的に髪の毛が長い子が多いと見受けたんです。私の時は耳までかぶってはいけないとか、そういう風紀であったと思うんですけれどね。その点、校則は今、現状はどうなっているのか、髪の毛は耳までかかってもいいとか、靴下も今はほとんどの方が紺と言いますか、黒と言いますかの靴下をはいて。私の時は白でないといけないと、靴下は白でなければいけないというようなことであったと思うんですけれども、数名の子が白のソックスをはいてたんですかね。今の校則はどういうふうになっておるのかですね。皆さん、生徒さんは校則を守られておるのかどうかというのをお聞かせいただけますでしょうか。

続いては13番ですが、124ページ、文化振興事業ですけれども、文化振興計画では、摂津は「水の文化をつなぐまち摂津」ということになってます。その具体的な取り組みと言いますと、その中でスポーツ等を楽しむ機会を充実というところの中で、近隣市町との共催で淀川河川敷を活用したスポーツイベントを検討するということになっておりますけれども、実際そういう近隣市町とのスポーツイベントを検討されているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

それと、都市交流、これは都市間の交流ですからあれなんです、水の文化交

流を検討するという部分もあります。この「水の文化をつなぐまち摂津」というふうなことになってますけれども、その取り組みぐあいはどうなっておられますでしょうか。

続いて、14番ですけれども、学童保育事業ですけれども、私、代表質問でも質問させていただきましたし、先日の委員会でも多くの方、委員の方々が質問をされておられました。実際、現状として、民間幼稚園とか民間の保育園でも、学童保育を行っておられるところがあります。その点は、摂津市として、教育委員会として把握をされておられるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

続いてですが、15番、総合的教育力の活性化事業ですが、第五中学校区地域教育協議会の活動支援ということですが、この分、大阪からの補助金も減ってきて、第一中学校区に10万円というような形になってきてるんですけれども、実際、予算の関係からかもわからないですけれども、その事業活動を見てみますと、本当にその地域の中学校区の全体の教育力を上げるための活動内容になっているかどうかということを感じるところでございます。その点は、教育委員会としてどのようにお考えなのか、お聞かせいただけますでしょうか。

続いて16番ですけれども、126ページ、成人祭の開催事業ですけれども、市民体育館が閉館になって、その後なんです、次の成人祭の開催するに当たって、どこですのか。その青春フリータイムはどこで開催をして、どういうふうな。

今までの形ですと、見てますのでわかるんですけれども、次の成人祭というのはどういうふうな内容でどういうふうな形になっていくのか、お聞かせいただけ

ますでしょうか。

続いて、136ページです。ここに体育施設の維持管理事業と、学校体育施設の開放事業という部分があるんですけども、摂津市では、硬式野球ができるところが、現状としてはないような状態でありまして、軟式野球では学校開放とか、施設開放、グラウンド開放というような形で軟式野球はできるんですけども、日本で今、WBCやっておりますけれども、これだけ日本でメジャーなスポーツでありながら、硬式野球ができるところがないということへの見解をお聞かせいただけますでしょうか。

続いてですが、体育施設の維持管理事業の中で、旧鳥飼高校のグラウンドの維持管理となっておりますけれども、続いて18番ですが、鳥飼高校のあと、これは高等支援学校になるということですが、今、現状として、大阪府の教育委員会からその高等支援学校について、どのようなスケジュールとか、具体的な話というのはあるのか、お聞かせをいただけますでしょうか。

それと、概要の方は終わりました、次、補正予算ですけども、全体的な部分です。執行差金が出ておりまして、ある方から、これ業者さんの方なんですけれども、給湯器を取り扱っておられるところなんですけれども、各教育委員会ですさまざまな給湯器等を取り扱っておられるところがあると。その仕事は建設会社からくるということを知ったんです。その業者さんは、指名登録をして、給湯器ということで登録ということをしておるんですけども、話としては教育委員会の方から直接くるのではなくて、建設会社の方からその給湯器の工事がくるというふうなことをおっしゃってました。

その点、業者選定はその教育委員会と

して、そういう給湯器でしたら給湯器というふうな部分で直接話ができるところがあるにもかかわらず、建設会社を通して話をするという部分はどのようにお考えなのかですね。

その方がおっしゃってたのは、教育委員会から話がきても、建設会社から話がきても、うちから出す金額は同じなんやと、建設会社から話があると、その建設会社に金額が乗ってるはずやということでおっしゃってましたので、その点は現状はどうなのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○柴田繁勝委員長 森西委員に対して答弁をお願いしたいと思います。

前馬課長。

○前馬学校教育課長 それでは、森西委員のご質問に対して、ご答弁させていただきます。

まず、1番の新入学用品支給事業、ランドセルのことでございます。

確かにおっしゃるとおり、ランドセルを短期間で違うものにかえておるような状況はございます。ただ、このランドセルを大切に利用しておる児童もたくさんおる現状もございます。学校への通学のみならず、遠足にもこのランドセルを使用したり、さまざまな機会に利用しておる現状もございます。布製のものですから、非常に傷みやすい状況もございますが、摂津市のマークの入ったこのランドセルに愛着を感じ、使用しておる児童も多い現状でございます。

そのような中で、物を大切に教育、これまでどおり続けてまいりたいと考えております。

次に、質問番号5番の研究学校にかかわってのことでございます。

教育課程研究開発委嘱校とそのほかの学校との違いでございます。基本的には、

教育課程研究開発委嘱校は、教育課程の先進的な取り組みをしていただく学校と考えております。特に授業改善にかかわって、国語、算数のきめ細かな指導について、新たな内容を進めていく、そのような位置づけをしております。

したがいまして、そのほかの学校につきましては、特色ある学校づくり、これを推進する補助金をつけまして、日常の教育課程を充実させていく取り組みを行っているところでございます。

先進的な取り組みを行うのか、そうではないのかの違いというふうにご理解いただければと思っております。

続きまして、6番の学校部活動助成事業にかかわってでございます。

さまざま、今後検討してまいりますとお答え申し上げてきました。その中で改善できたことにつきましては、一つは部活動の指導者派遣の増員、あるいは増回数が増えたこと、非常に部活動の運営にかかわって、指導者がいないために継続が困難な学校が多くなっております。その中で、部活動の指導者派遣、充実してきたところでございます。

また、合同部活動にかかわりましては、検討を重ね、スポーツの種目によっては一部合同部活動が実現しておるところでございます。

また、今年度、二つの部活動にかかわる事業を統合いたしました。学校体育振興事業、学校部活動等助成事業の二つを統合したんですが、これは運動部、文化部にかかわらず、部活動全体を支援していく、そのような立場を教育委員会として示したところでもございます。一本化することで部活動の意義をより一層積極的に認めていったと、そのようにご理解賜ればと思っております。

続きまして、7番の学力定着度調査事

業にかかわってでございます。

委員ご指摘のように、事後の発信が大切であると考えております。教育委員会では、せんだっての携帯電話の利用にかかわる講習会も含め、生活習慣の改善等の啓発ですね、これをさまざまな機会を通して行っております。学校ではPTAのさまざまな集まり等でも行っているところではございますが、学級では学級懇談会、これは学校によって差はございますが、最低学期に1回以上、学級懇談会が行われております。また、個人懇談も少なくとも年1回以上行われておりますので、その機会にさまざまな生活状況等についてもお話ししておるところでございます。

ただ、学校の発信が弱いことは事実でございます。各学校の状況は各学校が一番把握し、発信できる状態にあります。まだまだ弱いところであると、そのように感じております。

したがいまして、今申し上げたような機会を利用して、さらに各学校個別の課題、状況を保護者に発信する必要があると感じております。

続きまして、8番の小中連携教育推進事業でございます。

この小中連携教育推進事業では、協議会を立ち上げまして、今年度で2年目になります。その中で、組織の確立、そして生徒指導の体制の確立を図ってきたところでございますが、次は本格的に教科連携を図ってまいりたいと考えております。今年度の位置づけでは、教科連携につきましても体制を確立し、さらに、21年度は発展させる、このような計画ではございますが、各中学校区で行われております小中合同研修会においても、教科の連携についても協議されておるところでございます。

このような取り組みを支援するため、例えば教育委員会ではスクール広場協議会で算数・数学、国語の教科連携について話し合いを持っておるところでございます。この内容についても、各校区ごとの取り組みに終わらないように発信することが重要であると考えております。

次に、10番の体力テストにかかわることでございます。

平成21年度の全国体力・運動能力・運動習慣等調査にかかわりましては、せんだっての代表質問においても、全小・中学校で小5、中2を対象に行うとご答弁させていただきましたが、この事業は国の事業でございます。したがって、参加主体は本市であります。予算事業ではございません。そのため、この予算概要、あるいは予算書に載っていないという状況でございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、11番の携帯電話の利用についての講習会の件でございます。

この講習会、3月14日、土曜日、三宅柳田ホールにて開催させていただきましたところ、72名のご参加をいただきました。その中でよく見た顔が参加しているという声ございましたが、確かに教育委員会事務局含めて、市役所関係の方、20名近くおられました。

しかし、関心を持っていただき、さまざまな形で発信をしていただくことが重要であると考えております。講師の下田真理子先生ともお話ししておったんですけども、まず最初は人数が少ないかもしれない、しかし、そこで内容が本当に大事であれば、そのことが地域で、家庭で、さらに広がっていこう、そのようにおっしゃってございました。私もそのとおりだと思っております。この事務局の参加者、市役所の参加者につきまして

も、家庭で、地域で、さらに広げていただけるものと思っております。

とにかくまず人に集まっていただき、地道に広げていくこと、これが重要だと考えております。

しかし、そうは申しましても、160名の収容能力のあるホールで72名でございます。さらにたくさんの人が集まり、問題の認識が市全体に広がるよう、努力を続けてまいりたいと考えております。

続きまして、中学校の校則の問題でございます。

おっしゃるとおり、我々の中学校時代とは随分、服装等様変わりしております。校則については、時代に即したものに变化はしております。髪の毛は以前はもう男子は丸坊主とか、そんな校則も存在したことがございますが、今は長さの問題よりも、例えばパーマをかけないであるとか、染めないであるとか、そのようなことが校則に記されておるような状況でございます。

また、校則で子どもたちの生活をごんじがらめにするのはいかなるものか、そのような声があるのも事実でございます。その中で、最低限必要な学校生活のルールを示していくものが校則であると考えております。守れているかどうかというお問い合わせございましたが、確かに一部違反はございます。全員がきちんと守れておる現状ではございません。

しかし、各中学校では、この違反しておる生徒に対して、なぜ違反しているのか、それは本当に必要なものかどうか、そういった点を細かく話し合いもしながら指導をしておるところでございます。

この校則の内容については、保護者にも、例えば新入生の説明会や学年懇談会等で本校はこのような校則をつくり、子どもたちに広げているんだと説明してお

るところでもございます。

最後に、鳥飼高校の高等支援学校新設にかかわっての問題でございます。

鳥飼高校閉校後、府立支援学校の教育環境の整備充実の一環として、支援学校が新設されます。新設までに一部、他校の高等部ですね、自立支援コースの一部がここへできると、そのような内容にもなっております。

状況としましては、22年度に仮校舎ができ、大規模校のその自立支援コース一部を受け入れ、その次の年度から知的障害のあるお子さんの小学校部、中学校部、高等部の設置されておる支援学校ができる、そのように聞いておるところでございます。

○柴田繁勝委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 2番目の防犯ブザーの故障について、お答え申し上げます。

防犯ブザーにつきましては1年間貸与、その後、1年間貸し付けした後、無償譲渡ということで、保護者にお渡しいたしております。現状、学校から貸与いたしますので、まず事前に学校で納品受けた後に、鳴動確認等していただいた形でお渡しすることになっておりますので、現状、この1年間で防犯ブザーが鳴らないから交換してほしいという形では、受けてないということでございます。

一番最初に選ぶ場合に、なるべく堅牢なもの、丈夫なものを選定して選びましたので、基本的には1年間は使えているという認識に今、立っております。

それと、19番目の給湯器のお問い合わせなんですけれども、個別の案件については申し上げにくいんですが、一般的に総務課が学校施設の中で給湯器をつける場合、例えば支援学級にどうしてもシャワーが要るとか、そういった場合には、

一定の配管であるとか、教室の改造とか、そういう請負の絡むものにつきましては、やはり建築会社通じて、その部屋の改修、配管含めて給湯器も買っていると。ですから、給湯器を個別に買って、それを現品貸与して請負業者に工事していただくという形はとっておりません。

例えばそれが故障した場合は、当然ながら請負業者がわかっている場合は請負業者通じて、その故障の修繕をしてもらう場合もございますし、過去において単品で買ってる場合は、ガスの販売店通じて修繕もお願いしている、いろんな個々のケースがございますので、私どもは請負業者に必ずやるということではないという形でお願いしたいと思っております。

○柴田繁勝委員長 平松参事。

○平松学校教育課参事 質問番号3番の教職員人事異動に係る内申書について、ご説明申し上げます。

学校に勤めております教職員のほとんどは大阪府が給料を支払う府費負担教職員でございます。その府費負担教職員の異動につきまして、その任命権者であります大阪府教育委員会に報告することを内申と申しまして、それに係る書類のことを内申書と言います。

人事異動に係りましては、例えば新規採用、それから学校間の移動、退職、あるいは教頭から校長への昇進等、異動に係りますすべての事柄につきまして、個々の教職員ごとに内申書をつくりまして、それを大阪府教育委員会の方に報告するものでございます。

ですから、今回、年度末、年度当初の異動につきましては、約100名ぐらいの職員の異動がありますので、それについてすべて内申書をつくって、大阪府教育委員会の方に提出するものでございます。

○柴田繁勝委員長 次、大橋参事。

○大橋学務課参事 質問番号9番、小学校給食調理場改善事業についてご答弁申し上げます。

前回、平成19年度、鳥飼西小学校の調理場の工事を実施いたしました。鳥飼西小学校につきましては、過去に大規模な手直し、また増築があったことで、その部分の撤去であるとか、またトイレを休憩室に改修するなど、工事そのものの内容が若干複雑でございました。そういった意味では、鳥飼北小学校の場合は、部分的な手直しも行っておらず、鳥飼西小学校ほど複雑ではないと考えてはおります。

ただ、完全ドライ化施設として改修させていただきますので、そういう意味で平米数の増も検討しておりますし、その部分で先ほどの委員会でも答弁させていただいたんですけれども、天候の関係であるとか、業者の持っているノウハウであるとか、そういった部分で工期のことを今後検討するということが必要になってくるとは考えております。

学務課といたしましては、委員会の方でも指摘いただいておりますので、休み中、夏休み中の工期完了ということで努力はしていきたいと考えておりますが、その辺のところ若干不透明な部分もございまして、できるだけ早く業者を選定させていただいて、検討の上、確定させていただきたい。もしそういうことが工期の部分で代替給食ということがあれば、前回の経験を踏まえて適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○柴田繁勝委員長 続いて、小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 それでは、生涯学習スポーツ課にかかわります、質問番号13番、文化振興計画につきましてご答弁させていただきます。

摂津市は水の恵みを受け、水の脅威を克服してきた文化を持っております。その水の文化を引き継ぎながら、本市の文化を創造していくということで、「水の文化をつなぐまち」を、摂津市の文化振興から見た都市像としておりますけれども、スポーツ文化の振興を図る上でも、具体的な取り組みといたしまして、淀川河川敷を活用するスポーツイベントを上げております。

本市では、市民マラソン大会、これを例年大正川の河川敷で行ってあったわけでございますけれども、本年度の取り組みから、淀川河川敷をコースとするマラソン大会を実施いたしました。参加者は558名と、この大正川河川敷で行った時よりも100名程度多く参加していただきました。マラソン大会には、多くの団体にもご協力いただきながら、ただ単にマラソンを走る、楽しむというだけじゃなしに、地域の方が参加して、応援の方も多くこられる、大変盛り上がった大会となりました。

淀川上流では高槻市や島本町、下流では大阪市とつながっております。現在、具体的な他市との協働でのスポーツイベントの計画はございませんけれども、他市でも淀川の河川敷を利用されたイベント等をされていることもあろうかと思っております。そういったことも含めまして、三島地区の社会体育の担当者会であったり、三島地区体育連合、こういった会合に私どもも出席しておりますので、そういった中で共同での開催等についても議論していけたらなと考えております。

それと、文化振興を図る上での都市交流という件なんですけれども、摂津市は旧の摂津の国ということで、摂津圏文化行政連絡協議会、兵庫県、大阪府下にまたがっておりますけれども、この協議会

に参画しております。その中で、それぞれの市町村が抱える文化振興の課題や取り組みの現状について意見交換をしておりますので、そういった中でも文化振興の交流を図っていきたいと考えております。

次に、質問番号17番、体育施設維持管理にかかわりまして、硬式野球の場の確保でございますけれども、摂津市では野球が楽しめる施設として青少年運動広場、スポーツ広場と、ダイキン工業さんのグラウンド等も借りて野球の大会を行っておるわけでございますけれども、現在、硬式野球を許可している施設はございません。ただ、青少年運動広場につきましては、ノックであったり、トスバッティングですね、そういったことに限って許可をさせていただいております。

施設管理の問題もあるんでございますけれども、硬式野球となりますと、軟式野球、ソフトボールに比べましてバックネットであったり、フェンス、これの強度の課題もあったり、利用者には子どもさんや高齢者の方等もおられます。また、付近にボールが出るといった心配もあります。そういったことも含めまして、現状の利用形態でお願いしたいと考えております。

○柴田繁勝委員長 川崎課長。

○川崎青少年課長 青少年課に係ります3点のご質問についてお答えさせていただきたいと思っております。

まず、質問番号14番、学童保育に関連しまして、民間の幼稚園、保育園での学童保育の実施状況というお問い合わせでございますけれども、これにつきましては、今現在2か所、千里丘愛育園と、それから摂津ひかり保育園、こちらの2園でされているということを一応把握しております。

この対象としては、どちらもですけれども、主にその卒園児を対象に、小学校に上がられたお子さんの学童保育ということをしておられるようです。それぞれ施設によりまして、送迎の問題とか保育料、そういった点の違いはありますけれども、一応内容的にはそれぞれの施設のホームページにかかる程度の内容は一応把握しております。

続きまして、15番、中学校区総合的教育力協議会、愛称「すこやかネット」と我々の方では申しておりますけれども、これにつきましては、平成12年度からこの取り組みが行われまして、14年度で全中学校区で設置されたところでございます。

この活動につきましては、現在でも全校設置から約6年たちますけれども、一定、いろんな地域での取り組みというんですか、活動とか、そういったものが定着してきたものと思っております。

各校区の方でも、校区によりまして、物は違いますけれども、こういったニュース的なものも発行されて、ふだんのその1年間の取り組みといったものも、地域で回覧、自治会等の回覧等で流されておられます。

それから、これに関連しまして、市の方の考え方でございますけれども、平成20年度から学校支援地域本部事業というのがスタートいたしました。これは一つ、ベースとしては大阪の場合は中学校区ごとに、こういった協議会が設置されているということで、そういったところを母体に、学校の中で今、学校教育基本法の中でも、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携、協力が規定されたということで、学校教育が多様な課題を抱える中で、地域がさまざまな形で学校支援していくといったことが求めておられます

し、そういったことを支援する制度がこの昨年の年度途中でしたけれども、スタートいたしました。

これに対して、我々の方としても、こういった新たな制度ができたということをご各中学校区の「すこやかネット」の方にもお知らせし、活動が少しでも円滑に動くようにということで連携をとっております。これは20年度から22年度までの3年間の補助事業ということでございますけれども、そういった中で一定のこういったニュース等出される費用とか、あと、ここに有償のコーディネーターの方の謝金等もこの費用の中で出ることが出ております。

そういったものを学校の中でうまく活用していただいて、学校それから家庭、地域、そういった三者がうまく地域の教育力を上げられるような取り組みについて、市としては、さらに支援していきたいと考えております。

それから、続きまして16番目のご質問、成人祭に関連しますご質問でございますけれども、この3月をもちまして、市民体育館の方が一応閉館となります。それで、次年度の成人祭の開催ということでございますけれども、一部の式典については従来どおり文化ホールで行います。二部につきましては、今現在、三宅柳田小学校の体育館を来年度の開催においてお借りしたいということで、今、内々にはお話を進めさせていただいております。この成人祭のこの第二部、青春フリータイムですけれども、一部の式典に引き続いて、新成人が久しぶりに会った友達同士とゆっくり歓談できる場として、午前、二部制となっておりますけれども、いずれも約200名前後の多くの新成人の方がこの中で集われております。そういったことも踏まえて、来年度、ちょっと場

所は離れますけれども、そちらの方で開催すべく、今、準備をしておるところでございます。

○柴田繁勝委員長 羽原部長。

○羽原教育総務部長 4番目の研究所の跡地活用について、ご答弁申し上げます。

研究所につきましては、男女共同参画センターが新しいコミュニティプラザに移った跡の場所に移転を計画しております。

現在の教育研究所の跡地につきましては、まだ具体的にどういうふうに活用するという策がまとまっております。もちろん、教育委員会の中でも活用方法について、一定考えはあるわけですが、これは市全体の公共施設の配置の考え方もあろうかと思っておりますので、今後、市長部局とも十分協議をしながら、有効な活用方法を決めてまいりたいというふうに考えております。

○柴田繁勝委員長 森西委員、2回目の質問。

○森西正委員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

1番の新入学用品の支給ですが、ランドセルの件ですけれども、市民の方からこういうようなことがありまして、物を大切にという部分もありますけれども、子どもの体の成長という意味から、毎日斜め掛けにかばんをかけているということになると、片方にその重さがかかって、やっぱり成長する段階で骨が曲がったりとか、そういう弊害というものはないのかなということを聞きました。斜めからかけたり、ランドセルを後にリュックみたいな形でされてる子もいたり、さまざまな形態をとっておるんですけれども、体の成長という意味から、どのようにお考えなのか、お聞かせいただけますでしょうか。

続いて2番の安全対策事業の防犯ブザーの件ですけれども、丈夫なものということで、点検をして渡しているというところですが、貸与をしてから、例えば学校で何か故障しているかどうかとか、防犯ブザーを鳴らすというようなことが、実際にその点検として行われているのかどうか、その点をお聞かせいただけますでしょうか。

続いて、3番の教職員人事異動に伴う内申書の用紙購入におけることですが、その点は内申書ですね、どのような部分というのはわかりました。この件に関しては、後の質問を控えさせていただきます。

続いて4番ですが、教育研究所の件ですね。跡地活用はいまだ考えていないということですが、これは、これからなんだろうけれども、移転をして、すぐ何か考えていくものなのか、ある程度やっぱりその期間を1年や2年置いたまま、何かして考えていくものなのか、まだ考えてませんということですが、その点の方向性だけはお答えいただけるのか、それも無理なのか、お聞かせいただけますでしょうか。

続いて5番ですが、摂津市の教育学校園補助事業ですが、教育課程の先進的な部分ということで、ほかは特色ある学校づくりという部分というふうなことをお聞かせいただきました。この点はよくわかりましたので、質問を控えさせていただきます。

続いて6番ですが、学校部活動等の助成事業です。

さまざまな検討はしていただいたと思っております。前向きな部分もご答弁はいただきましたけれども、以前もこれは話しさせていたいただいたんですが、やはり生徒からすると、自分の行いたい部活動で

すね、この先、進んでいきたいというようなところが実際になかったり、そういう部分を断念しなければならなかったり、今まで子どもの時から、小さい時から進んできた、人生の中で進んできた部分が、これから先、進むべきものがないとかいうようなことが現実にあるわけですね。

教育委員会としては、いろいろ考えた上で、生徒が思っているような部分をなかなか進めないんやということで、そこでどういったらいいんでしょうね、切るというか、そのようなことになろうかと思うんですが、そして生徒の方からすると、やはりそれは納得できない部分があるとは思っています。

その最終的な部分は、やはりすべての生徒があらゆる選択をできるような部分をつくっていくというのが、これは教育委員会の仕事であろうと思うんですが、選択をして、選択をした中でまたいろいろな失敗があったり、違う人生に進んでいこうという部分があれば、それは生徒の方も納得することはできようかと思っておりますけれども、それがはなからないということであると、生徒もやっぱり納得できないと思っておりますし、保護者の方も納得できないと思っておりますので、その点、すべての生徒がさまざまな選択ができる、クラブ活動の選択ができるというような取り組み、考えをこれから検討していくというふうにするのか、それはやはり予算の都合上、無理なんやということなのか、お答えをいただけますでしょうか。

続いて7番ですが、学力定着度調査事業ですが、PTAのさまざまな会合とか、学級懇談会とか、個人懇談会とか、学校で個別で保護者の方からというふうなことのご答弁ですが、実際、生活習慣を改善していこうというふうな

ことでありますと、結局、その児童・生徒の生活がどういうふうであるかというのを把握しなければならぬと思うんです。把握しなければ、生活習慣を改善するということが不可能なわけですよ。そうなりますと、保護者の方と、やはり会う機会とか会話をする機会とかというのをつづらない限り、なかなか生活習慣を改善するというのは難しいとは思いますが。

その点、学校としては、例えばその児童が学校外での生活はどのような生活をしているとか、その保護者はどのような生活をしているとか、仕事をしているとか、そういう部分というのは把握を現実としてされているものなのか、お答えをいただけますでしょうか。

続いてですが、8番、摂津市小中連携教育の推進事業ですけれども、これから教科を連携していくというふうなご答弁いただいたんですけれども、各小学校で児童が学力的に劣っているとかというところがテストで把握できるわけですよ。日常の部分でも、担任の先生というのは把握をできるわけですよ。そういう、例えばその小学校で「こういうところに問題点がある」ということが、中学校の先生に、小学校から引き継ぎをされているものなのか、その点をお答えをいただけますでしょうか。

続いて9番ですが、小学校の給食調理場の改善事業です。鳥飼北小学校は、鳥飼西小学校ほど複雑でないということですが、業者のノウハウとかいう部分で工期はおくれるかもわからないというところですが、根本的に鳥飼西小学校おくれたわけですよ。それは例えば、6月に議会があって、そこでというようなことで、前回はおくれたという部分もあって、問題があつておくれたの

か、例えば業者を選定、入札とかという過程でもっとおくれたという原因があつたのか、いやそれは違うんだというふうなことなのか、お答えをいただけますでしょうか。

それと、前回、鳥飼西小学校では、仕出しを取られたということですが、先日の委員会で、学校給食、スクールランチのという質問がありまして、学習指導要領のところでは、給食は努力義務であるということでの議論もありました。

私は、学習指導要領には努力義務と載っておりますけれども、保護者は子どものために、本来、子どもの成長のために、親が弁当をつくるというのが、親が愛情を持って子どもが健やかに成長するために弁当をつくるというような、そのその気持ちですね、感情というのがあるべきであろうと思うんです。保護者の方が仕事で忙しいとかいうふうなところがあるかと思えますけれども、忙しくても朝早くから起きて、子どものために弁当をつくるというのが本来の親の務めであろうと思うんですけれども、その点、教育委員会としてお考えはどのように考えておられますか。お答えいただけますでしょうか。

続いて10番ですけれども、体力テストの件ですが、これは国の事業ということで、ここには載せてない、載ってないということですが、実際、その体力テストをされて、橋下知事で体力テストというのは注目度が大きくなったんですけれども、大阪府というのは高校のスポーツ、部活動という部分では全国のトップクラスなわけですよ。大阪府というのは、スポーツできる子と、全体的には体力がないというふうに言われてますから、体力調査でもって、結果としては体力がないというふうな結果に出てき

てましたので、結局、体力がある子とない子との格差ですね、体力格差というのが現実的であろうと思うんですけども、そしたらその体力格差をなくすために、体力がない子をどのように体力をつけていくのかという部分を考えていかなければならないと思うんですけども、その点、教育委員会としてはどのように体力を上げていくというふうにお考えなのか。

これは恐らく学校の、学校内で体力を上げていくということだけでは難しいと思います。子どもの時から外で遊ぶとか、そういうことがないと、体力が上がっていくということは難しいと思うんですけども、だんだんとその都市化によって遊ぶ場が少なくなっているとかいうことも現実です。そのような中で、体力を伸ばしていくためにどのような考え、方策をとっていくのか、教育委員会としてお聞かせいただけますでしょうか。

続いて、生活習慣の改善ですが、携帯電話。この前の携帯電話の講習会で、まず市役所関係の人、まず人に集まっていたかと、集まっていたからそれから広めてもらうということですけども、そしたら、次に広めてもらう方策はどのようにお考えなのか、お聞かせいただけますでしょうか。

これは保護者の方、摂津市民の方に広げていかなければならないというふうに思うんですけども、その方策をお教え願えますでしょうか。

それと、学校で今現在、その携帯電話の持ち込みですね、これチェックとか、どのような形をとっているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

それと12番ですけども、校則ですけども、一部、校則違反をしている子はいるといふうなご答弁です。実際に私の子どもの時も、実際そういう子が

てましたから、いつの時にもそういう子はいてるんだろうなと思うんです。私がそしたらすべて校則を守ってたかいうたら、それもやっぱり多感な時ですから、やはり背伸びをしたりとか、その時の文化とか時代の流れで、やっぱり校則を枠を飛び越えてという部分はあろうかと思うんです。

その中で、たばこですけども、あるたばこ屋さんが、「中学生がタスポを持ってきて、タスポをかざしてたばこを買っていった」と、自動販売機で、ということを知ったんです。そういうことになると、タスポはどうやってその中学生が持っているのか、親が持っている分をこっそりと持ち出してきたのか、もしくはその親が与えているのかということになってよいかと思うんです。本来は持てないものですし、持っていることがおかしいということになりますのでね。その点、そのたばこに関しては、教育委員会としてはどのような方策をもって、日常的などういふ対応をしていって、学校ではどういふふうにしておられるのかですね、お考えをいただけますか。

それと、校則に関してですが、中学校という部分は校則がありますけれども、小学校ですね、これは人それぞれ考えが違ったりとかという部分がありますので、小学生で茶髪の子が大変多くいます。その茶髪は人それぞれの個性があっているんだというふうな教育委員会の考えであるのか、その点はやっぱり控えていただくというような考えをとられているのか、教育委員会としてはどのような考えなのか、お答えをいただけますでしょうか。

それと、中学校に上がった時に髪を染めてはいけないというふうなことですよ。それまで、例えば小学校で保護者の

意思があって髪を染めてたと、茶髪にしてたと、それが中学校に上がってそこから校則でだめなんやと、髪を染めたらだめなんだというふうなことでいきますと、「小学校ではよかったのに、何で中学校ではあかんねん」というふうな考えを持つ子もいてると思うんですけども、その点もどのようにお考えなのか、お聞かせいただけますか。

続いて13番ですけども、文化振興事業ですが、「水の文化をつなぐまち摂津」ですが、市民マラソンも淀川で開催をされたということですし、これからさまざまな検討をされていくのではないかなと思うんですが、他市との共同でイベントは今はないのですが、そういうこともぜひとも開催をしていただきたいと思えますし、三島地区と言いますか、北摂だけでなくて、大阪府とかそういう大きいところでやはり淀川を利用すると。多くの方が摂津に足を運んでいただくと。運んでいただいたら、こういうふうな淀川というところがあって、こういうふうな部分があるんだということを、ぜひともPRをしていただきたいと思えますので、これは要望とさせていただきます。

続いて14番ですけども、学童保育事業ですけども、民間の保育園で2か所、学童をされているというところですけども、現実的には、小学校で学童があって、さらに民間の保育園で学童をされていると。実際はそしたら人数把握を、民間の保育所、ユーザーというか、市民の希望からしますと、民間の保育所に行かれている人数の方と、小学校で学童保育をしている人数を合わせた人数が、希望人数であると考えていかなければならないと思うんですけどもね。「卒園生やから、そしたら学童はそっちで」との考えで本当にいいのか、将来のその学童

の人数を考えていく上では、民間の保育園とか、そのほか学童に行かれている子も、人数の計算に入れて今後の学童の計画等をつくっていかなければならないと思うんですけども、その点はいかがですかね。学童の保育室を例えば修繕、改善とか新たにつくっていくことというのは、やはりその将来を見越してつくるわけですから、将来を見越すということからいきますと、民間の保育園等で学童をしている人数も考えていかなあかんと思うんですけども、その点はどのようにお考えですか。お答えいただけますか。

続いて15番、総合的教育力の活性化事業、「すこやかネット」ですが、そして、今、現状で、第一中学校から第五中学校ですね、「すこやかネット」を具体的にどういうふうな活動をされているのかという部分をお聞かせいただけますでしょうかね。

続いて16番ですが、成人祭の開催事業ですが、今、ご答弁で「式典は文化ホールで、その後の二部は三宅柳田小学校体育館ということで、分けて」ということですけども、そうやってきますと、「式典に参加をしなくて二部だけ」という方も出てこないのかなと思うんです。

そうしますと、その式典は閑散と、人数がいてないところで式典をして、二部だけということにならないのかなと。今、私は思ったんですけども、そういうことにならないように、何か考えですね、式典と三宅柳田小学校体育館に、両方とも数多くの方が参加をしていただくというようなことをどのようにお考えなのか、お聞かせいただけますか。

次、17番ですけども、この硬式野球のグラウンドですね、できるところというのが、今、摂津市では許可しているところはないと。現状のままでお願いし

たいというところですけども、そして、教育委員会としては硬式野球をするところは、どういうところでしてくださいと言うのか、その点、お聞かせいただけますか。

続いて18番ですが、鳥飼高校の跡地です。今、ご説明いただいて、これから大阪府の方からいろいろと説明等があるんだと思うんですけども、東大阪で全日制の玉川高校がこの高等支援学校になりました。その玉川は、その高等支援学校になって、玉川高等支援学校というふうな形で、玉川という校名がそのまま引き継がれた形になってます。ぜひとも鳥飼という部分ですね、鳥飼という名前をぜひとも次の高等支援学校にも引き継いでいただくというような形で、教育委員会の方から要望をしていただきたいと思うんですけども、その点、教育委員会、どのようにお考えなのか、お聞かせをいただけますでしょうか。

それと、ほかに高等支援学校になるに当たって、教育委員会の方から、摂津市の教育委員会の方から大阪府教育委員会の方に要望していくと、ほかに何かさまざまな要望をしていくという部分、今、考えておられるのか、お聞かせをいただけますでしょうか。

19番ですが、給湯器の件です。その点は個々にいろいろな形態があるんで、なかなかあれだと思んですけども、実際にその給湯器販売店の方がそのようにおっしゃってましたので、また私もその方に今、ご答弁いただいた部分をお話しさせてもらいます。その時に、その方がまたどういうふうにおっしゃるかというのはあると思いますけれども、「いや違うんだ」ということであれば、また改めて質問させていただきたいというふうに思いますので、2回目、以上です。

○柴田繁勝委員長 前馬課長。

○前馬学校教育課長 では、森西委員の2回目のご質問にご答弁させていただきます。

まず、ランドセルの件であります。

肩かけのかばんが、子どもの体の成長にとってどうであるか、これについては重たいものを一日中下げておれば影響はあるのかと思うんですけども、どの程度かければ影響があるのか、そういったデータを子ども実は持ってないところで、成長への影響はここではちょっとお答えすることはできません。

ただし、小学校1年生の子どもがランドセルを背負うということについては、これは安全面の配慮があると考えております。両手があいている状態である。このことは、大事でないかなと思っております。非常にたくさんの荷物を両手に持って、登校を急ぐ、こんな場面があると非常に危険ではないかと思いますし、そんな意味からすると、低学年にランドセルは必要なのではないかなと思っております。

なお学校の方では、荷物を一度に集中して持って行ったりすることがないように、そういう配慮は各担任が指導しておるところでございます。

次に、防犯ブザーの貸与時の点検でございますが、これは基本的に担任が行っております。その時に不具合があるようなものがあれば、市教委事務局総務課の方へその旨、報告することになっております。

続きまして、部活動の件でございます。

確かに部活動、生徒のニーズにこたえてやりたい、そんな思いは教育委員会でもございます。ただし、現在、その学校のあり方、教育課程の問題もございまして、さまざまな教育課程の問題を実施してい

くに当たって、部活動が最優先されてる課題では、実はございません。決して軽視しているということではございませんが、またその地域連携の問題や、各学校の規模の問題です。非常にクラス数が減った中で担任数も減っておる、教員数が減っておる、その中で多数のクラブを運営することは今、困難な状況にはなっております。

さらに安全面の問題、他校へ部活動をしに行く状況の中で、安全面が本当に確保できるのかどうか、マイナス面ばかり上げては仕方ないんですけども、教育課程の問題や地域との連携、学校規模、安全面、このようなリスクはございます。

しかし、そのリスクがある中で、何とか希望に沿えるようなことができないのかどうか、また現状の部活動を何とか維持していきたい、そういう思いでございます。

部活動が優先ではないと先ほど申し上げましたが、しかし、子どもたちが教育活動の中で非常に楽しみにしており、成長にとって欠かせないものであるとは認識しております。

方向性としましては、このような中で何とか部活動そのものは確保し、維持し、さらに今後発展できるところがあるかどうか、考えてまいりたいと思っております。

そのためには、先ほどのことと若干矛盾するかもしれませんが、地域と結びつくことも必要であると考えています。生涯学習スポーツ課の行っておるような体育関係の事業とどう連携していくか、そんなことも課題ではないかなと考えております。

次に、学力調査にかかわって、もちろん、児童・生徒の生活状況については、担任を中心にこの実態を把握しておると

ころでございます。ただ、保護者の生活の現状まで、すべては把握できていないのが現状ではないでしょうか。保護者の勤め先であるとか、そのようなことは緊急の連絡のために情報としては得ております。しかし、細かい保護者の生活実態まではわからない状況でございます。

その中で、常に今、子どもがどこにいるのか、また子どもに何かあれば保護者とどう連絡を取り合えばいいのか、そのような情報については、学校の方では把握しておるところでございます。

次に、小中連携にかかわって、中学校との引き継ぎでございますが、これに関しましては、義務教育、小学校から中学校へのこの橋渡しの中で、必要な情報については行っております。個別に行う必要があるもの、例えば体調の問題であるとか、そのような内容については情報交換を行っております。さらに、小学校6年の担任と次年度の中学校1年の担任の間の中で、学年全体の学力の状況、あるいは生活の状況についても情報交換を行っております。

次に、弁当をつくるのが親の務めではないか、それに対しての教育委員会の考え方でございます。弁当をつくるかどうかはともかくとして、保護者として児童・生徒の教育を考えていくことは、これは義務であると考えております。さまざまな状況の中で、毎日弁当をつくらせてやるかどうか、それについては状況がいろいろあるとは思いますが。ただそのような中で、子ども自身が毎日の食生活もきちんとし、そして安心して学校へ行ける状況をつくらせてやるのが保護者の責務ではないかと考えております。

体力テストにかかわってでございます。府の全国体力調査にかかわっての結果分析等見ておりますと、非常に運動時間に

関して二極化が見られると、そのような報告がございました。

これは学力に関しても二極化、拡散化、よく言われております。非常に学力と体力は相関関係あるんじゃないかなと思っております。関心の問題、そして生活状況の問題もかかわってこのような二極化も生まれておるのではないかと考えております。

体力の格差をなくすためには、まず規則正しい生活が送れることが必要じゃないかと思っております。そういう意味では、学力の問題、体力の問題、共通しておると思えます。また地域との連携も必要である。学校だけですべての力を身につけることはもちろんできません。その中で連携も今後さらに必要であると考えております。

次に、携帯の問題でございます。

市民に対しての啓発、せんだっての講習会でも行わせていただきました。次はこの内容を踏まえて、各学校でも、そしてまた各学級でも保護者へ、あるいは児童・生徒へ内容を周知していくことが必要であると思っております。

大きな範囲での啓発、そして狭い範囲での啓発、また大きな範囲で、そのように繰り返していくことが必要ではないかと我々は考えております。

なお、携帯電話の学校への持ち込みは原則禁止されております。毎日毎日、荷物チェックは学校ではいたしておりませんが、保護者からの申し出があった場合に、職員室で預かるようなことをしている学校はございます。

また、持ち込み禁止であるにもかかわらず、持ち込んでおる、児童・生徒がいた場合、これが発覚した場合には、とりあえず職員室で預かり、また保護者へ連絡すると、このような体制をとっており

ます。

次に、校則の問題であります。

この校則にかかわって、たばこですね、このたばこに関しては、法律でもそうなっておりますが、中学生、小学生に必要なものと考えております。もし喫煙の現場を発見した場合、あるいはたばこを所持しておる時、もちろん注意をいたしますが、特に中学校では、どうやってたばこを手に入れたか、これを必ず問いただし、その手に入れた経路からさまざまな指導を行っておるところでございます。

保護者の持つておるものを持つてきたのであれば、保護者への注意が必要でございますし、例えばお店でそのタスポ等を持つていって買ったのであれば、店の方にもきちんと青少年の健全育成を考えていただく必要がありますので、協力を求める必要があると考えております。

なお、小学校からこのたばこに関しての害については、養護教諭等を中心にしながら、たばこの危険について指導をしておるところでございます。

小学校にも校則のようなものはございます。小学校の生活の中でのルールなどがございます。ただ中学校ほど細くないのは、中学校はそのルールを自主的に考えられる、主体的に考えられるという発達段階の問題もあると考えております。

そういう中で、小学校の児童については、保護者が子どものことをどう考えるか、非常に問われておるのだと思います。

先ほどありました茶髪の問題でございますが、基本的にその茶髪について教育委員会がどう考えるか、非常に答えにくいこともあります。子どもみずから望んで茶髪にすることというのは、ほとんどではないかと思っております。つまり、保護者の好みや感覚で子どもの髪を染めたり、そういう状況があるのでは

ないかと思っております。子ども自身、小さい子どもも1人の人格でございます。保護者の好みだけで茶髪にするのは、健康問題を考えてもいかなものかとは思っております。

この問題につきましては、実は小学校でも頭を悩ませておる状況でございます。今後、中学校との校則のギャップはございますが、やはり子どもにとって本当に必要なものは何であるか、携帯の問題等も含めてでございますが、十分に保護者と話し合っていく必要があると考えております。

最後に、私の方から鳥飼高校の跡地の問題でございますが、2月にこの鳥飼高校の跡地等の問題につきましては、初めて報道発表がございました。またそれと前後して、府教委の方から簡単な説明があったところです。その中では、後々の校名の問題等は一切触れられておりませんでした。また今後、情報交換あるいは話し合いがある際に、こういう声もあるということはお伝えしていきたいと考えております。

教育委員会としては、要望につきましては現在、支援学校が非常に定員を超えたりして満杯の状況がございますので、入学を希望する児童・生徒が入学できるような状況、それを確保するよう要望してまいりたいと考えております。

○柴田繁勝委員長 続いて、生涯学習部長。

○大場生涯学習部長 鳥飼高校へのさまざまな要望ということで、生涯学習部としましては、21年度からグラウンドにつきましては平日を含めて土日をお借りするというようになっております。

支援学校になりましてから、一応体育館につきましても、土日祝日の開放も要望していけたらしたいなと考えておりま

す。

○柴田繁勝委員長 給食のこと大橋参事。

○大橋学務課参事 質問番号9番の2回目のご質問にご答弁申し上げます。

鳥飼西小学校の工期でございますが、鳥飼西小学校はその工事の内容、規模等から、当初より8月末の夏休み期間中の工事完了というのは難しいというふうに判断しておりました。その代替給食の期間が9月の中旬で済むのか、未までなのかというところで検討はあったわけでございますが、そのために5月の初旬の入札後、給食実施期間中でありましたが、前倒して給食と直接影響のないトイレの改修工事などは並行する形で実施をさせていただきながら、できるだけ早く完了できるように努めたわけなんですけれども、結果的に9月の末まで工期がかかったということでご理解いただきたいというふうに思います。

○柴田繁勝委員長 それでは、川崎課長。

○川崎青少年課長 青少年課にかかります3点の2回目のご質問にお答えしたいと思います。

まず、14番目、民間の先ほどの保育園等での児童の預かり、それから将来の市の考えということでございますけれども、まずこれにつきましては、民間に預けられる方につきましては、一斉受付後に待機になった際の一つの方策として、そういった保育園等に預けておられる方は、そういったことを利用される方が一つは方策としてはあるかと思えます。また、もともとそういった民間に預けておられて、学童保育ということになしに、今までの預けておられた経過から引き続き希望されるといったこともあるかと思えます。

そういったことにつきましては、保護者の方のそういった希望等に沿われてさ

れてるのかなと思います。

それで、市としてですけれども、今回21年度予算におきまして、摂津小学校での学童保育室の設計委託料の方、計上の方をさせていただいておりますけれども、これも市の方としては、市内のいろんな開発等の状況も一応把握しながら、今回の摂津小学校におきましては、新駅の関係で、大規模な開発があるということで、これをひとつ見据えた形で、新たなそういった待機児童を生まないような一つの方策として、今回この21年度予算にこの設計委託料、計上させていただいたところでございます。

それから、16番目の成人祭についてでございます。

これも先ほど申し上げましたように、一部については従来どおりの文化ホール、二部につきましては三宅柳田小学校ということで、場所等離れますので、一部の式典の方に来られた方が、場所が離れているということで、一定、参加数も減るんじゃないかなと思っておりますけれども、そういったことがないように、内容のいろんな工夫等、その中で考えていきたいと思っております。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 それでは、生涯学習スポーツ課にかかわります質問番号17番、硬式野球への対応でございますけれども、現在、市内では軟式野球のチームといたしまして、スポーツ少年団のチームが2チーム、あと各中学校の野球部のチーム、体育協会加盟のチームが約80チームございます。硬式野球となりますと、摂津高校、星翔高校の野球部、またリトルリーグやボーイズリーグに加盟されておられる球団もございますけれども、そういったところについては他府県に専用の球場を持っておられると

いったことを聞いております。

摂津市内の社会体育施設での硬式野球となりますと、青少年運動広場、スポーツ広場がございますけれども、こういった広場の名称からも、野球専用球場といった位置づけではなく、他種目、多目的に使っていただく施設として考えております。

硬式のボールがかなり硬いということで、それに対応する施設の維持管理であったり、ほかの利用者の安全面、また金属バット、ボールの金属音、それによります付近への影響等も考えますと、現状の利用形態でお願いしたいと考えております。

○柴田繁勝委員長 川崎課長。

○川崎青少年課長 先ほどの答弁の中で、一つ漏らしておりましたので、再度お答えいたしたいと思っております。

15番目の「すこやかネット」の具体的な活動等についてですけれども、この第五中学校区で大体共通しておりますのは、クリーン作戦、名称はちょっとそれぞれの校区によって違うかと思っておりますけれども、一つは清掃活動ですね。そういったものと、それから中学校区もしくはその中の小学校区で行われるカーニバル的な催し、その2点は大体この第五中学校区、大体共通に行われているかなと思います。

それで、それ以外の特徴あるものとしては、例えば第一中学校区の方では飯ごう炊さんとか、児童センターでの幼児から小学校の低学年、これに向けた演劇、そういったものの取り組みをされております。

また、第二中学校でも、これも幼児から、先ほどと同じような形ですけれども、小学校の低学年に向けた「遊んでくらす子どもたち」これも土曜日か日曜日の午前中、小学校の方に集まって、たとえば

マジックとか吹奏楽とか、そういったものを見て、半日ですけれども、楽しんでいただくというような催し、また第三中学校区の方では、アルファ教室の開催ということで、その中にいろんなメニューが展開されておられます。

また、第四中学校区の方でも別府若者みこし、また子育て講演会、そういったものも特徴的なものとして行われていきます。

あとまた、これは第二中学校区の方もそうですけれども、中学生の職業体験ということで、その地域のいろんな職場等に出かけられて、そういった実際のいろんな職業の体験をするといったこともされておられます。

また五中校区では、鳥飼地区の歩け歩け大会等行われております。そのほか、もう一つ共通するとこととしては、先ほどちょっとお見せいたしました広報紙の発行ですね、そういったものも行われております。

○柴田繁勝委員長 羽原部長。

○羽原教育総務部長 研究所の移転につきましての2回目のご質問にご答弁申し上げます。

研究所の移転につきましては、これから建設されますコミュニティプラザ完成後、そこに現在の男女共同参画センターが移転をし、その後、施設を一定改修をして、そこへ研究所を移転すると、こういう大枠のスケジュールは決まっておりますが、具体的に何月とか、何年何月、まだそこまで決まっておりませんので、そういう移転時期もにらみながら、現在の研究所が引っ越しをした後、跡施設がむだに遊休施設となることのないように、市長部局とも十分に検討をしてまいりたいなというふうに考えております。

○柴田繁勝委員長 森西委員。

○森西正委員 グラウンドの件に関しては、今、教育委員会の方で把握をしているいろいろな団体がスケジュールをされています。今のグラウンドですね、施設で十分であるのかどうか、それは最後、お聞かせいただきたいというふうに思います。

学童保育ですけれども、前にも私が話をさせていただいたと思うんですけれども、保育所では定員の1.15、1.15%を定員としているわけです。1月末で受付に来られた方を、本来40名ですけれども、それを超えて定員とするわけですからね。さらにそこに、何%か乗せて定員をというふうな考えができないものか、お聞かせをいただけませんか。

それから、最後に教育長に、総括的にお答えをいただきたいんです。生活習慣を変えていかなければならないと。今のままでは、なかなか生活習慣を変えていけるようにはどうも思えないんです。

先ほどからもお話をさせていただきましたけれども、どうやって保護者の方にPRをして、いろんなお話をさせていただける機会をつくっていくのかというようなところだと思っておりますけれども、小学校は義務教育、中学校3年生までは義務教育です。小学校へ上がった時には性格形成されてるわけですね。幼児教育が大事なわけですね。その時の幼児教育ですね、管轄としては公立幼稚園というところなんですけれども、私立の幼稚園とか私立の保育園という子の方が現実的には多いわけですね。就学前の子どもさんの保護者の方に、どういうふうにその生活習慣を変えていくというような形を進めていくのか、さらに小学校、中学校というふうなことで、生活習慣を変えていくというふうなことを、教育委員会としてはどういうふうにしていくのか、最後、

お聞かせいただいで、質問を終わります。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 摂津市内のスポーツ施設がそれで十分と考えるのかということなんですけれども、市内の体育館であったり、グラウンド、テニスコート、温水プール等々、私どもの社会教育施設として所管しているわけですが、ございますけれども、この施設を当然維持管理していくのはもちろんなんですけれども、市内の企業にもお持ちの体育施設の開放をお願いしております。現在、ダイキン工業さん、近畿コカ・コーラさんの方から、グラウンドであったりテニスコートをお借りしています。

この企業開放に関しても、以前はもう少しいろんな企業から、場所の提供もしていただいていたんですけども、近年はちょっと減ってきており残念です。

あと、国土交通省の方にもお願いをしまして、淀川河川公園を市長杯や体育協会、こういった大会にも利用させていただいております。

平成21年度は鳥飼高校の跡地もグラウンドも活用することができるということになります。十分な施設環境ではないと思うんですけども、今の施設を快適に使っていただけるよう、社会体育施設の所管課として努めていきたいと思っております。

○柴田繁勝委員長 学童保育、川崎課長。

○川崎青少年課長 先ほどの最後ですけれども、学童保育の定員の問題でございます。

これにつきましては、私たちの方も実際のところ悩ましい問題だと思っております。

それと、保育所の方ではそういった弾力的な扱いということで、15%増ということが出ておるわけなんですけれども、学

童保育についてはそういった一つの指針的なことがございません。ただ、平成19年10月に出了たガイドラインでは、例えば1教室の児童の預かりについては、71人を超えた場合は補助金が出ないとか、一定、児童の1人当たりの面積についても1.65平方メートルとか、いろんなことが出ております。また20年には新待機児童ゼロ作戦ということで、先ほどの保育所だけでなしに、学童保育についても一定、そういった待機児童の解消ということについては一応出ております。ただ、そういったことにつきましては、今後ともさらに検討していきたいと思っております。

○柴田繁勝委員長 教育長。

○和島剛教育長 生活習慣をどういふふうに変えていくかというふうなことでございますけれども、これまでも機会あるごとにお話しいたしておりますけれども、ご承知のように平成18年の12月でしたか、教育基本法、改正されました。約60年ぶりと言われていましたけれども。その第11条にも新たに幼児期の教育という項が新設されております。子どもたちの人格形成と言いますか、基本的な人格形成というのはやはり幼児期の教育から始まっていくんだらうと思っております。幼稚園、保育所、そして小学校、中学校と、その時代時代に子どもたちは人格を形成していく。ですから、今も言われましたように、幼児教育は、大変重要であると私も思っております。

ただ、いろんな場面で、例えば市の施策としてでも、生涯学習、青少年課の方では幼児家庭教育学級、家庭教育学級とか、女性学級とか、いろんな取り組みをしておりますけれども、やはりその取り組みが非常に低調になってきている部分もあります。行政としては、やはりそう

いうところにももう一度目を向けて、私たちが考えておりますが、どうしていったらそういうことが可能になってくるんだということを考えていかなければならないだろうと思っています。

だから、いろいろこの文教でもいつも議論になりますけれども、子ども会の活動も低調になってきている。いろんなところでやはり今、地域教育、あるいは家庭教育にも、非常に課題が多いなというのが現状で、教育委員会としましてはやはり、そういう家庭教育あるいは地域教育力ですね、そういうものを高めるために、どういう支援をしていけるのか、どういう施策を打っていったらいいのかということが非常に大きな課題だと思っています。それを小学校の義務教育の段階まで広げていきましたら、やはり先ほどもご質問で言われました基本的な生活習慣がきちりできていないご家庭も、子どもたちも非常に多いというのが現状であります。

私は校長先生方といつも話をしていますのは、やはりそういう実態があるなら、学校教育の中で、生活習慣、基本的な生活習慣を教えていかなければならないだろうなと思っています。ただ、学校だけでできるものではありませんけれども、家庭でなかなか身につかないのであれば、やはり学校教育ですね、学校にいる間に子どもたちに規則とはこういうものだよ、ルールを守るとはこういうことなんだよということをきちり教えていく、そういうことをしていかないと、子どもにとっては大きくなって全くと身につかないというような、非常に大変な状況も生まれますから、私は学校教育はやはり、きょうのご質問をずっと聞いてまして、私はやっぱり家庭教育の問題も非常にあると思っています。ただ、それがすべて学校

教育の中で、これもしなさい、あれもしなさいと言われてきたら、非常に学校も今の状況であれば困るだろうなと思います。

例えば、ちょっと話がずれますけれども、1問目のランドセルの問題にしましても、物を大切にしましょうということにしても、やはりそれは教育委員会としてはこういう制度がいい制度だということをやっているわけですから、後はご家庭で物を大切にしてください、1年生、2年生、大きくなれば変わっていくだろうけれども、そういう一つ一つのことを家庭とやはり連携しながら教えていく、そして学校教育は家庭を、何度も言いますけれども支援していく、そして学校はやっぱり、一番は学ぶことが基本的なところだと思います。勉強する場所だというのが基本である。ただそれだけではいけないから、やはり家庭、地域を支援していくために、そういう基本的な生活習慣の部分についても、ルールを守るとか、そういうことを教えていくということもきちりやっていきたいと思っています。

ですから非常に今、大事な質問をいただきましたので、私もいろんな分野で、これから教育委員会の施策、もっともっと充実して、子どもたちを支えていくように努力していきたい、そのように思っています。

○柴田繁勝委員長 暫時休憩します。

(午前11時49分 休憩)

(午後12時59分 再開)

○柴田繁勝委員長 休憩前に引き続いて再開します。

質問を受けます。

森内委員。

○森内一蔵委員 それでは、数点にわたってご質問をさせていただきたいと思いま

す。

質問が重なって、今までにご答弁をいただいているのもかなりありますけれども、また違う方面からちょっとお答えをいただきたいと思います。

まず、予算概要に沿って、104ページの安全対策事業ということで、青色防犯パトロール車の運行についてでありますけれども、市内全体の安全重視ということで、今現在、運行していただいているんですけれども、このパトロール範囲の拡大について、どういうふうな考えを持っておられるのか。それから、道路課にはミニパトがあるんですけれども、これとの併用ですね、小学校、中学校区域のパトロールも含めた道路のパトロールのミニパトとの連携というものをどういうふうにご考えておられるのか、お聞かせいただけたらと思います。

それと、106ページ、小・中学校区、学区の事業ということで、危険箇所へ交通専従員の配置をしていただいております。また今年には新たに補充をされて、いわゆる危険箇所の解消という形で配置をされるんですけれども、まだまだ危険箇所があると思うんですけれども、その辺の把握が十分であるのか、お聞きしたいと思います。

それから、専従員さんの交通ルールも含めての研修方法ですね。今までも研修していただいているんですけれども、やはり専従員さんによってはいろいろな格差があると思いますので、その辺のところを、また専従員さんの配置されておられる箇所によって、いろいろの指導の仕方があると思いますので、その辺の対応をどういうふうにしていかれるのか、その辺をお聞かせいただけたらと思います。

それと、106ページに研修事業ということで、高度な研究、研修の推進とい

うことなんですけれども、具体的な研修として、どういうふうな形で研修事業を行っていただけるのか。

それから、108ページにも教育指導研究事業というのがありますけれども、今年度からですか、教員免許の更新制度というようなものがありますので、教職員の資質向上ということで、研修をされていると思うんですけれども、その研修の内容ですね。

それと、先日もお話があったんですけれども、学習指導要領ですね、教師にとっての学習指導要領というのはどういうものなのかということで、これは遵守するということはもちろんでありますけれども、どういうふうな認識をもって教壇に立っていただけるのか、お聞かせいただけたらと思います。

それと、108ページ、教育研究会の補助事業ということで、171万9,000円、教育研究会の構成メンバーですね。内容、どういうふうな事業を展開されていただけるのか、お聞かせいただけたらなと思います。

次に、先ほども質問がありましたけれども、学校部活動等の助成事業ということでもありますけれども、各クラブへの助成金の算定基準。いろいろな活動によって、いろいろな費用が各クラブによって要すると思うんですけれども、その算定基準ということですね。予算折衝等はどういうふうな形でやっていただけるのか。

それと、先ほどもありましたけれども、中学校間のクラブの格差、この中学にはこのクラブがあるけれども、この中学にはないと。小学校もクラブ活動をやっておられますけれども、やはり校区間格差、学校格差というの、これはやはり一つの基準をもって、あの中学にはこのクラブがない、この中学にはクラブがあると。

これを是正していかなければならないと思うんですけれどもね。やはりその担当される先生がおられないとかいうふうな事情があると思うんですけれども、その辺のところはやはり教育の均等じゃないんですけれども、やはりクラブの活動というものは、児童・生徒には同じような立場で、クラブ活動に参加する権利がありますので、その辺のところの格差の是正について、どういうふうにご考えておられるのか、お聞かせいただけたらと思います。

それと、もうこれは何度も上がっておりますけれども、学力定着度事業なんですけれども、小学校の5年、中学2年ということなんですけれども、学年が決まっているということなんですけれども、つまり調査も、大阪府がやろうとしている6割ぐらいという話なんですけれども、つまり調査と同じ学年ですけれども、例えば小学校低学年、高学年で、かなり低学年の指導というものが必要になると思うんですけれども、その辺のところは府の学力テスト、それから民間の学力テストがあるんですけれども、その辺のところを利用をどうされるのかですね。

本来ならば、全学年を対象にやって、その結果で学力向上というのが、これは必要だと思うんですけれども、その辺のところのお考えですね。

それと、民間の学力テスト、府の学力テストもありますね。この辺の公表について、どのようにお考えされておられるのか。

保護者の皆さんにとっては、子どもが学力テスト等でやっている内容について、やはり「私の子どもがこの学校でどれぐらいのレベルなのか」、やっぱりそういうのも参考にしながら、特に中学校になってきますと進学問題がありますので、そ

の辺のところをやっぱり、先生方の指導もなんですけれども、やっぱり保護者に対しても、「こういうレベルですから、こういう」、例えば子どもさんがこの学校へ行きたいというのであれば、そういう指導も学校だけじゃなしに、家庭でもやっぱり勉強に取り組む姿勢を与えるためには、やっぱりある程度の結果というものを公表していかなければならないと思うんですけれども、その辺のところをお聞かせいただけたらと思います。

それと、110ページに学校家庭連携支援モデル事業ということがあります。これには106ページに、教育相談事業との兼ね合いと言いますか、家庭教育相談員さんがおられるんですけれども、教育相談事業も、不登校とか、それから児童、生徒への対応、不登校の未然防止というふうな子育て不安というのを抱えておられるような家庭の支援ということなんですけれども、これ、どういうふうな連携を持っておられるのか、ひとつお聞かせいただけたらなと思います。

それと、同じページなんですけれども、学習サポーターの派遣事業です。有償ボランティアということで、放課後の学習教室ということなんですけれども、これは皆さんもお聞きされておりますけれども、この指導に当たられる方が大学生と、それから教育者のOBということなんですけれども、大学生、それから教育者の、教職員のOBというのはある程度経験があるんですけれども、大学生を起用するこの尺度というか、どういうふうな選定基準をもってお願いされるのか。それから、今回は各学校でということなんですけれども、人選も含めてですけれども、やはりきちっとした、人数じゃなしに、これ余剰人員というか、もし何かあった時には、ほかの方を対応できるというよ

うな、別に待機される指導の方も必要だ
と思うんですけども、その辺のところ
もお聞かせいただいて。

それと、教員との協力指導体制なんで
すけれども、これはどういうふうにされ
るのか。例えばミーティングをしながら、
先生も一緒に残られるのか、その辺のと
ころもお聞かせいただけたらなと思いま
す。

それから、124ページに美術展の開
催事業ということなんですけれども、ま
ず美術展を毎年市民体育館でやっておら
れましたね。それがもうなくなってしま
うということで、まず場所はどこでされ
るのか。場所がないのに予算を組んでと
いうようなことはないと思うんですけれ
ども、そこのところで、決算審査の時に
もお話をしたんですけれども、やはり市
内在住の方と市外の方の作品のこの割合
をどういうふうには是正していかれるの
かね。その辺のところ、市民の方、市に
在住しておられる方のやはり美術の文化
の向上ということですから、多くの方に
出品していただいて、発表していただく
場を提供するというので、もう少しPR
をしなければならないと思うんですけれ
ども、その辺のところ、どうされるのか、
お聞かせいただきたいと思います。

それと、これは何度もあれなんですけ
れども、音楽祭の開催事業ですね。目的
は「クラシック音楽の発表と鑑賞の機会
を提供するというので、文化意識の高揚
や市民による文化活動の振興を図る」
ということなんですけれども、果たして
これができるかということですね。

私も昨年、本選をちょっと見たんです
けれども、ほとんど市民の方は本当に少
ない。数える程です。出場されておられ
る方の関係者が来らえているような状況
であります。毎年「努力する、努力する」

と言っておられたんですけども、市民
に文化の向上、それから音楽の向上をと
いうようなものをする啓発活動は、どう
いうふうな形で展開されるのか、お聞か
せいただけたらなと思います。

それと、126ページに子ども110
番の家事業とあります。これは、かなり
110番の家ってふえたんですけども、
校区間格差と言いますか、この校区はた
くさんおられる、この校区は件数が少な
いというところありますので、この格差
をどういうふうな形に、極端なところも
ありますので、そういうところの是正を
どうされていかれるのか。それと、11
0番の家にお問い合わせするんですけども、
その方がもし何かあった時にどういうふ
うな対応ができるかという、このマニ
ュアルというのをどういうふうにしてお
られるのか、やっぱり研修も必要だと思
いますので、その辺のところをお聞かせ
いただけたらと思います。

それと、もう一つは、あともう一つ
だけ、最後に、130ページの埋蔵文化財
の調査事業ということなんですけれども、
今、旧国鉄清算事業団が跡地の調査をや
っておられて、一定の調査結果を出され
ておるんですけども、本市にどれぐらい
の文化財として指定されている件数があ
るのか、それとやはり市民に文化財の保
存継承事業、それから文化財の啓発事業
をどういうふうな形で、こういう文化財
を皆さんに知らせていくのか、まず展示
というものを考えて、その辺のところも
お聞かせいただけたらなと思います。

以上で、1回目終わっておきます。
○柴田繁勝委員長 馬場次長、答弁。
○馬場教育総務部次長 まず最初に、安
全対策事業の青パトの運行範囲の拡大及
び道路課との連携ということについて、
お答えいたします。

昨年も、道路課との連携ということでご質問いただきました。その中で、私ども、青パトの運行時に、通常の運転台帳以外に、それぞれ気のついたことを日々書いていただく報告書を日誌としてつくらせていただきまして、日々報告は上げてもらうという形で、今行っております。

今のところ、大きな内容の報告はありませんが、今後もそういった気のついたことを日誌で報告していただくような形の中で、運行中に気がついたことがあれば、道路課にかかわらず、他の関係課にも情報提供なりしていきたいと、そういう活用をしていきたいと、今考えております。

それで、ご質問の範囲拡大でございますが、実は今、青パトに専従しております子ども安全巡視員は3名を非常勤一般職で雇用いたしております、そのうち毎日2名が1日交代で乗ると、そういう体制にいたしております。

それで、以前からもご説明いたしておりますが、1週間のうち、月曜日は第一中学校区、火曜日は第二中学校区、水曜日は第三中学校区、第四中学校区、第五中学校区ということで、1週間のうち曜日決めまして、それぞれの校区を重点日に指定して行っております。

今現在、そのお二方が軽車両に乗っておりますが、日々の運行台帳を見ますと、1日に70キロから80キロぐらい乗っております、私どもはやはり1日のその走行距離は大体このあたりが一定の限度の範囲、また運行時間も朝の9時に出発しまして、昼に一度帰ってき、また1時に出発して4時半ぐらいに帰ってくると。収集した文書を配布すると、そういった形でしておりますので、今現在のこの3名で今の体制を継続していきたいと、そういうふうに考えております。

それと、道路課との連携でございますが、先ほど申し上げましたような日誌をつくったこと以外に、以前から交通対策課の方には違法駐車指導パトロール車を青色パトライトを搭載にさせていただいて、そちらの方でも運行していただいております。また、清掃のパッカー車の方には、啓発のテープを配布いたしまして、収集時に子どもの安全の見守りのテープを流していただいているような形の連携もさせていただいております。

それ以外に、消防車両の方には、啓発の看板を磁石でつけて、啓発していただく。また、公用車のうち、スピーカーを搭載している車両につきましては、先ほどのパッカー車と同じ啓発テープを配布して、出る時に流していただくようお願いいたしております。

新年度になりましたら、再度私どもの方で、部長会、課長会等を通じまして、そういった啓発のお願いを進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○柴田繁勝委員長 大橋参事。

○大橋学務課参事 そうしましたら、交通専従員配置にかかわりますご質問にご答弁申し上げます。

まず、危険箇所の把握についてでございますが、保護者の方からすれば、特に低学年の保護者の方、特に、私もそんなですけども、危険箇所というのは、あそこもここもと、ものすごく危険、どこも危険に見えるというのは理解はさせていただいているんですけども、そうしますと、なかなか際限が難しくなりますので、私どもといたしましては、一定、通学路上で信号機のない、見通しの悪い交差点というところを原則として考えさせていただいて、あと、学校が地域の方々、保護者の方達と話をすることで、危険であ

るというふうになってきた箇所については、現場を確認するなどしてそういう把握に努めておるところでございます。

次に研修の方法なんですけれども、研修につきましては、交通対策課、警察と共同で実施する交通安全週間に学校で行います安全教室に交通専従員さんも参画していただいて、内容を確認していただいておりますし、シルバー人材センターが交通専従員さんを集めて行う研修についても、学務課長がそこへ参って、その考え方であるとか、していただく業務についての説明等をするなりして、研修とさせていただきます。

次に、配置箇所による指導方法なんですけれども、確かに21年度1か所ふえまして18か所になる予定なんですけれども、さまざまな部分がありまして、基本的には児童が道路を横断する際の安全確認、これは自動車、自転車の通行がないか、また車両がきた時にはそれを停止させる等の業務というところを基本とさせていただきます。あとそれぞれの箇所の事情の部分につきましては、校長先生等の指示に従っていただくということで、運用させていただきます。

○柴田繁勝委員長 以登田参事。

○以登田教育総務部参事 高度な研究、研修というところのお問い合わせにお答えするところでございます。

当研究所では、大阪府教育研究所連盟に所属しておりまして、府下18の市町から参画しております研究所連盟というのをつくっております。そこで共同研究部会というものを立ち上げて研究を進めております。

本年度の所長代理が現在の教育課題についてテーマ設定して、アンケート調査等をもとに研究、考察等をしております。

最近の研究をしておりましたものにつ

いて紹介しますと、正しい職業観とかを身につけさせるキャリア教育について、それから本年度は特に、コミュニケーション能力ということをテーマにして研究を進めております。

それとは別に、もう一つ相談部会というのを持っております。適応指導教室担当者が教育相談の充実のために、不登校児童・生徒へのよりよい支援について、情報交換だとか研修を行っております。

それから次は、5番、摂津市の教育研究会への補助事業についてでございますが、各教科、国語だとか算数だとか社会だとか、各教科の研究部会だとか、それから就学前教育、図書館教育、それから視聴覚教育などの専門部ですね、などがございまして、研究、研修をしております。摂津市内の幼稚園、小学校、中学校の教職員でもって構成されております。

主な行事を持っておりますのだけれども、連合水泳大会だとか連合音楽会、連合図工展、そして読書感想文コンクールなどを実施しております。指導の過程を大切にしながら発表の場を整えるなど、補助事業として活用されております。

○柴田繁勝委員長 それじゃ、前馬課長。

○前馬学校教育課長 失礼します。

では、学校教育にかかわりまして、森内委員からのご質問にご答弁させていただきます。

まず、教育指導研修事業にかかわりまして、教職員の研修内容でございますが、初任者研修あるいは10年経験者研修等のライフステージに応じた研修を初めとし、生徒指導や教科、領域の指導ですね、そのような内容、また支援教育、情報教育にかかわっての研修、そのようなものを行っております。

なお、免許更新制にかかわる研修につきましては、これは各大学で行われてお

るものでございます。

その教育指導研修事業のご質問の中で、学習指導要領とは教師にとってどういうものなのか。これは、もちろん教育課程の基準となるものでございまして、ふだん、指導要領を余り目にしていない教員も正直おりますが、実は教科書はこの指導要領に沿って編集され、検定を経て学校で使われているものでございます。学校において教科書の使用義務がございますから、常に教員は指導要領とともにこの教育活動を行っておると、そのような状況にあると考えております。

したがいまして、意識する、しないにかかわらず、指導要領とともに歩んでおる状況でございます。

続きまして、部活動の助成金にかかわってでございますが、各学校に対して助成金を一律にまず支給しております。その中で、各学校では部活動のその年度の活動状況に応じて、その助成金を分配しておるところでございます。

例えば備品購入であるとか消耗品の購入がその年度、必要である部があれば、その配分は大きくなるという状況もございます。

対外競技等で全国大会等の出場が決まりまして必要な場合は、また別途助成金を出しておるところでございます。

部活動の学校間格差の問題でございますが、ご指摘なのはこの学校にはこの部活動があって、この学校にはないと、進学する学校にないというのは非常に辛いことだ、そんな声があるということであると理解しておりますが、大規模な中学校と小規模な中学校では、教員の数に10名以上の開きがございます。そのような中で同じように部活動を運営できない状況がございます。

先ほどの答弁と重複するところもござ

いますが、そのような状況の中で部活動を各学校同じ数だけ開設することは非常に困難でございます。かといって一番小さい学校に合わせていくと、これは逆に部活動の開設数を切ることにもなりますし、そういう意味では現状を維持していく、そして何とか発展できないか、策を考えていくという状況が現状でございます。

続きまして、学力定着度調査事業にかかわってでございますが、ここで若干整理させていただきたいと存じます。

学力の実態等を把握するものとして、全国学力・学習状況調査、そして本市の学力定着度調査がございます。これは対象学年が限られておりますが、限られた学年でございますが、一部の学力や生活状況の実態を把握し、その改善に生かしていくということでございます。そして、府の学力テストあるいはつまずき調査にかかわりましては、府が学力向上策としてさまざま実施しております学習指導ツールの一環でございます。つまずき調査にかかわっては、今年度、大阪府が学力向上推進校支援事業におきまして、約50校の学校を指定しております。その学校で、まず基本的な学力の状況を把握するためにつまずき調査を行い、指導ツールを活用した取り組みを行って、また最後につまずき調査を行ってその進捗を見ていく、そのようなことに利用するものがつまずき調査でございます。

このつまずき調査にかかわりましては、その指定校以外にも活用できるように、インターネットでダウンロードができるようになっております。

本市の教育委員会としましては、各学校に活用ができるということを周知し、内容についてもお知らせし、使用について呼びかけておるところでございます。

また、府の学力テストにつきましては、年間の到達度を一定はかるものとして、指導ツールの一環として府の方が用意したものでございます。したがって、府内の公立の小・中学校4年生以上で実施はされておりますが、この内容につきまして、大阪府の方でも全校のデータを集めてそれを分析するという事は行いません。本市といたしましても、到達度を一定見ていくには有効であると考えておりますので、各学校での実施については指示しておりますのでございます。

公表問題でございますが、国あるいは市において責任を持って行ったこの調査については、説明責任があると考えております。したがって、今年度も本市の調査あるいは全国の学力・学習状況調査においても結果公表を行っているところであります。

なお、各学校においては、学校個別の診断テストあるいは到達度テストを行っております。また、中学校では実力テスト等を行い、進路指導の資料の一環としておるところでございます。個人への公表あるいは全体的な公表、ございますが、個別に学校で行っておる診断テストについては、状況は各学年で保護者にもお伝えしておりますし、中学校での実力テストについては、進路指導の折に各個人に結果をお知らせしておりますのでございます。

続きまして、学校・家庭連携支援モデル事業にかかわってでございます。

この事業につきましては、指定される学校に家庭教育相談員を配置し、支援が必要な家庭の保護者と連携を図りながら、子どもたちが安心して学校へ通える状況をつくり出していくものでございますが、教育研究所との連携、これは十分にとっておりますのでございます。

例えば教育研究所から派遣されておるさわやかフレンドとの連携、またスクールカウンセラーとの連携、学校においても、生徒指導担当の教員を中心としたチームをつくっておりますが、そのチームに教育研究所のフレンドあるいはスクールカウンセラーもかかわりながら、支援の必要な子ども、そして家庭にかかわり、取り組みを進めておるところでございます。

最後に、学習サポーター派遣事業でございます。

指導者の大学生を派遣するねらいでございますが、非常に子どもたちと年齢が近いことから、話しやすい、またこの多くが教員を志望しておるような学生でありますので、非常に教育に対する興味、関心、熱意がございまして、話しやすいところへ持ってきて、本人の熱意と合わせて、子どもが学習するに当たっての意欲を向上させやすいと、このような効果がございます。

かつて、府教委の方でもまなびングサポーター、学生のボランティアですが、配置をしておりましたが、その折も非常に効果がありまして、本市教育委員会といたしましても、この学生を派遣する意味は非常に大きいと思っております。

たくさん人員を確保して、余裕を持った形で学校へ派遣したいのでございますが、学生も大変忙しいうございまして、また退職教員も現在講師不足の折から、講師として学校に勤務する場合もございまして。非常に、この学習サポーターにかかわりまして、人員確保が困難を極めております。しかし、派遣した場合に非常に効果を上げておりますので、この人員確保に今後も努めてまいりたいと考えております。大学等との連携も図りながら進めてまいり所存でございます。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 それでは、生涯学習スポーツ課にかかわります3点につきまして、答弁させていただきます。

まず、美術展、市民体育館閉鎖後の開催方法なんですけれども、現在、美術協会の先生とも協議しておりますけれども、平成21年度はスポーツセンターの体育室であったり、公民館、文化ホール等での開催を今、検討しておりますのでございます。

それと、市内出品者の増への対応でございますけれども、平成19年度の市内の方の美術展への出品率が42%、平成20年度が48%と、半数以上の方が市外の方の出品となっております、残念な状況になっておるんですけれども、これの対応につきましても、美術協会の先生方と現在協議しております。先生方のお話によりますと、市内で創作活動をされておりますけれども、なぜか摂津を避けて他市に出品をされていると、こういった方も多いと聞いております。評価とかそういうのを意識されているのかわからないんですけれども、ただ、市民の方に出品者増を図っていくために、本年度、まず春の絵画展、美術協会展などにおいて、摂津市美術展の早目のPR、去年の美術展のアンケートでもあったんですけれども、PRが不足しているんじゃないか、もっと早目からPRをすべきじゃないかといった声も多くありましたので、その辺を早目に積極的に仕掛けていきたいと考えております。

また、公民館講座の受講者の方やクラブの方、サークルの方、こういった方にもお声かけを早目からしていきたいと考えております。

それと、美術協会の先生の協力を得まして、公民館等で芸術教室、こういった

ことにも出品者の増には効果的な手段かなと考えておりますので、現在、協会の先生方とその開催方法について検討しておりますのでございます。

次に、音楽祭の今年度の取り組みでございますけれども、これも毎年どのような方策をとれば多くの方に出場していただき、また来場していただけるのか、これは本当に去年のアンケートでもありましたけれども、多くの課題であって、音楽祭をやっていく上の大きな、本当に大きな課題であると考えております。

今年度の取り組みといたしましては、例年取り組んでおりますけれども、近畿圏内の学校等に要綱、ポスターを持参しまして、出場をお願いする、その後、電話等を数回入れる中で、出場をお願いしております。また、他の音楽行事や他市で行われている音楽行事に出向きまして、音楽祭の開催や聴衆審査員の募集等も積極的に行っていききたいと考えております。

また本年は音楽祭の開催をPRする意味でも、横断幕を駅周辺に掲げるなど、積極的にPRもしていきたいと考えております。

広報紙やホームページへの掲載はもちろんなんですけれども、現在、文化振興市民会議の中で発行を予定していただいております文化関係事業のイベントカレンダー的なものも今、作業に取りかかっているところでございますけれども、こういった中に音楽祭であるとか、音楽関係行事を載せるということは、音楽関係者以外の方にも関心を持っていただき、少しでも足を運んでいただけるきっかけになるかなと考えております。

それと、文化財の啓発の件でございますけれども、本市の文化財と言いますと、金剛院の不動明王立像、味舌天満宮本殿、摂津八幡神社、こういった文化財がある

んですけれども、それぞれ大阪府の有形文化財に指定されております。また、市内各地には石碑を5か所、顕彰札15か所を設置しまして、そこでの暮らしやそこで行われていたことなどを継承するように努めております。

また、郷土芸能の普及を図るということで、藤若会や摂津民謡連合会、こういった活動を若い方にも伝えるため、活動内容をDVD化し、その貸し出し事業も現在行っておるところでございます。

また、文化財の啓発物といたしましては、平成10年から平成18年まで発行しておりました「郷土摂津いにしえ通信」であったり、「摂津市域の歴史と昔の暮らし」、聞き取り調査によります「おじいさんとおばあさんが若かったころ・摂津市域昔の暮らし」、「摂津市の民具と暮らし」、「摂津歴史スポット・ふらり歴史散策」、こういった刊行物を出しておりますけれども、この刊行物につきましても、市のホームページで見ただけのようにしております。今後も、文化財保護審議会、また文化財愛護会等のご意見いただきながら、文化財の啓発に努めていきたいと考えております。

○柴田繁勝委員長 川崎課長。

○川崎青少年課長 青少年課にかかわりますご質問について、お答えいたしたいと思っております。

子ども110番の家の登録件数でございますけれども、委員ご指摘のとおり、その登録件数については、確かに校区間で大きな開きがございます。昨年の11月現在の数字で申し上げますと、一番多いところで旧の味舌東校区になりますけれども、こちらで271に対して、一番少ないところでは別府校区で50という数字になっております。これは個人、法人合わせての合計でございますけれども。

ただ、ここで考えますのは、例えば地域によってお店とかそういった地域によってもそういった状況が違うということもありますし、また実際に地域で、別府校区でありますと、セーフティパトロール隊、そういった地域の自治会を中心としたそういった見守り組織ですね、それが日々子どもたちの帰る放課後、また夕方の時間帯、そういった時間帯をねらってパトロールもしていただいております。

そういったことで、この登録件数は少ないんですけれども、そういったことが逆にこういったことを補完している活動になるのかなと思っております。

それから、このマニュアルですけれども、これにつきましては、この110番の家になっていただいたところには、しおりというものをお配りしておりまして、実際に子どもたちが駆け込んできた時のその対応の仕方、またその警察への通報、それからそういった子どもを追いかけているような時のその対応の仕方、そういったことを一定、この中にはマニュアルというような形で一応お示しさせていただいております。

それと、万一、子どもを保護する活動の中で、その家の方が傷害等を受けた時には、市の方で一応こういった保険制度も一応加入させていただいております。死亡された時には最高1,000万円、あと入院とか通院、また物損の被害、こういった時にはそれぞれ設定された金額等で一応保険をお支払いするといったようなことも対応させていただいております。

あと、この110番の家になっていただいている方につきましては、市の方も回数は少ないですけれども、20年度におきましては、4月の6日に子どもの地域の安全管理といった形で、大阪府警本部、子どもの安全見守り隊サポーターと

いう、地域で活動していただいている方がおるんですけれども、そういった方に来ていただいてご講演していただいたりということで、そういった意識づけ等もさせていただいております。よろしくお願いたします。

○柴田繁勝委員長 それじゃ、2回目の質問。

○森内一歳委員 ご答弁をいただいて、また少しちょっとお聞きしたいと思えます。

まず、安全対策事業で青色防犯パトロールの件なんですけれども、これ一番、本来パトロールしてほしい時間帯というのは登下校時なんです。その辺のところを、朝9時から4時半ぐらいまでということなんですけれども、時間を早くするのはちょっと難しいかもしれませんが、例えば下校時ですね、交通対策課の持ってるミニパトと、それから青パトとのこの例えば安威川以南・以北の学校を巡視するというような一つのそういう拡大方法も考えていただけたらなと思うんですけれども、その辺のところはいろいろ考えれば、一番有効なパトロールができるんじゃないかなと思いますので、その辺のところも今後考えていただいて、できるだけ登下校時、下校時ですね、に合わせた巡視ができるように。

それともう一つは、他市でもやってるんですけれども、消防の巡視、消防車が一応パトロールというふうな形で走るところがあるんです。それも本市でもやってるようなんですけれども、やはりたまに学校の付近をパトロール、消防は24時間体制ですから、朝もいけるわけですから、その辺のところの一つの連携というのもっていただいて、子どもの安全というのは何もその課だけでやるんじゃないしに、オール摂津というて市長も

言ってますけれども、やっぱり全体のことを考えながら、有効利用するというようなことも考えていただけたらなと思いますので、その辺のところもちょっとお聞かせいただけたらと思います。

それから、交通専従員の方なんですけれども、今度18か所ということになるんですけれども、一つお願いしておきたいのは、やはり頭の中の研修じゃなしに、やっぱりその場所へ行って実地研修、例えば旗の振り方、旗の出し方とか、個人によって全部違うんですね。やっぱり、その辺のところを徹底するとかでない、
「あそこの専従員さんは親切にやってくれはるけど、ここの人は」というようなことも聞くんです。その辺のところ、やっぱり統一した、もう一つは場所によって頻度が違いますから、例えば交通量にしても、子どもの数にしても違うんですから、その辺のところの臨機応変の対応ができるように、やっぱりその場所、場所の研修も必要じゃないかなと思いますので、その辺のところをよろしくお願したいと思えます。

それから、研修に関しては、高度な研究ということで、府下18の行政体でやっておられるということで、いろいろとお聞きしたんですけれども、やはりどれぐらいの方が摂津の先生方が参加しておられるか、これが一つの問題だと思うんですね。なかなか忙しくて行かれないと思うんですけれども、今年はこの学校から1人、ここが1人とかいうんじゃないしに、やはりできるだけ多くの方に参加していただくということで、夏休み、冬休みとかそういうのを利用した研修で、多くの方が参加できるような研修になっているのかどうか、その辺のところをお聞かせいただけたらと思います。

それと、研修というのは、教員の免許

の更新制度というのがあるんですけれども、やはり指導力が不足してきた先生方、この先生をどういうふうにするかというのは、対策として教育研究所でお預かりして、こういう形でということで構成されるというようなケースも昔はあったようですけれども、指導力不足の先生が3年ほど前に1人おられたということもお聞きしたんですけれども、やはり指導力を低下された先生方に対する研修というのはどういうふうにされておられるのか、その辺のところもお聞かせいただきたいと思います。

それと、学習指導要領、これはやっぱり学校の教育課程ということで、並行したものということなんですけれども、私、教師というのはやはり生徒の見本であって、学力向上に努めるのは当然のことなんですけれども、やはり教師の最低限守らなければならないというのは、例えばこの前、日の丸と国旗、それから君が代が国歌なんですけれども、これはやっぱり主任学習指導要領ではきちっと指導しなさいよということになってると思うんですけれども、例えばこれを指導はこういうふうにされておられるのか、先生方が例えば子どもに、「国歌は君が代ですよ」と、国旗は日の丸ですよということは、指導要領で指導しているわけなんですけれども、例えば卒業式、入学式で全員起立ということで国歌斉唱と、これ座ってる方がおられた場合、仮に保護者ですね、それから生徒というのは、これはあり得るかもしれませんが、先生が座っておられたら、保護者それから生徒はこういうふうな感覚でどういうような思いを持っておられるのか、私、ちょっとその辺のところ、教育委員会としてどういうふうにご考えておられるのか、お聞かせいただけたらなと思います。

それから、教育研究会の補助事業なんですけれども、専門部会に分かれているということで、いろいろなんですけれども、メンバーが、これも参加人員が17万9,000円使って、どれぐらいの方が参加されておられるのか、補助事業のところで、それだけお聞かせいただきたいと思います。

それと学校のクラブ活動ですね、これも本当に難しいですけれども、やはりこのクラブ活動というのはいかに大事か、人生の一つの学校だけの活動だけじゃなしに、クラブ活動というのは大きな財産なんです。ですから、できるだけ多くのクラブをつくってあげていただきたいと思います。

小学校の卒業の時に、私は将来、というのに一番多いのは何か知ってますか。プロ野球の選手、サッカーの選手。そういうのがないというのは、非常にかわいそうだと思うんですけれども、そういう機会を、例えばリトルリーグとか、いろいろそこへ参加するとかいうの、そういうところで硬式野球が、先ほどもありましたけれども、硬式野球ができなかったらできるような体制をつくるということのも一つじゃないでしょうか。今度、鳥飼高校のグラウンドも開放されます。そういう時のやっぱり全中学校の硬式野球やりたい方がそこでやれるというような一つの組織もつくり上げるのが、やっぱり教育委員会の役目だと思うんですけれども、それ非常に難しいですけれども、そういう目標を持った、やはり将来に夢を持った子どもを育てていくというのは非常に大切だと思うんですけれども、その辺のところをお聞かせいただきたい。

それと、一律に学校へクラブの補助金を出していくんじゃないしに、やはり一生懸命やっているところにはどんどん出し

てあげたらいいと思います。それから、これから伸びていくようなところにもどんどんやっていく。これ、各クラブの予算折衝というのは必要だと思いますよ。

ですから、このクラブの部長さんですね、先生が持っておられますけれども、その先生が私はこれだけ一生懸命やるんですから、もっと活動費くださいよって、それに対して出すぐらいの姿勢でないといかんと思うんですけれども、その辺のところ、お聞かせいただけたらなと思います。

それと、学力定着度のこれなんですけれども、学力の向上というのは、生きる力をはぐくむというんですけれども、その生きる力をはぐくむというのは、私、いろいろな問題があると思うんです。例えば序列化はいかん、過度の競争はだめ、社会を生きていくのは、競争に勝たんと生きていかれへんのですよ。その辺のところを、どこまでが限界なのか、一遍お聞かせいただきたいと思います。

やっぱり子どもというのは、例えば入試にしても、それは勉強せんでも行けるんだったらいいですよ。しかし、ある程度のレベルに達しないと高校も行かれないんですよ。その辺のところをひとつお聞かせいただきたいのと、それからやっぱり落ちこぼれの子どもさん、そういうことで放課後の授業とかいろいろやられるんでしょうけれども、やはりそのためにやっぱりつまずき調査というようなものも必要だと思うんですよ。例えばこの前もちょっと代表質問で言ったんですけども、授業が始まる前の15分間、漢字のテストをやったり、そういうことをいろいろ努力されてる学校もあるんです。やっぱりそういう面で、違った努力というのでも必要だと思うんですけれども、その辺のところと。

それから、先ほど教育長も言われましたけれども、やっぱり家庭教育というのは非常に大事だと思うんです。やはりある程度の関心を持っておられる方は、例えば保護者の子どもの進学相談なんかも来られる方はやっぱり熱心だと思うんです。そういう親の子どもさんというのは、ある程度勉強ができると思うんですよ。しかし、「うちの子どもは別にかまへんねん」というようなことで、そういうところになってくると、学校の勉強だけじゃ無しに、やっぱり道徳的にちょっとかけ離れる子どもさんもおられると思うんですけれども、やっぱりそういう家庭に対して、登校拒否とか、そうじゃなしに、やはり問題のある子どもさんについては、学習サポーターじゃないですけども、教育研究所の皆さん、そういう相談員がおられると思うんですけれども、そういう方がやっぱり非行も含めたやはり家庭指導、家庭教育というのをやっぱりやっていかないかんと思うんですけれども、その点はいかがなものでしょうか。

先ほども言いましたけれども、学校、家庭の連携支援モデル事業ということで、スクールカウンセラー、さわやかフレンド、そういう方を利用して、やはり家庭教育、親の教育がこれからも大事だと思いますので、その辺のところをよろしくお願いしておきます。

それから、学習サポーターの派遣事業なんですけれども、何か有償ボランティアということなんですけれども、先ほども言われましたけれども、大学生で言うたら、教育大学の学生さん、それから教職課程をとっている学生さんというのは、なかなかね、これ何人ぐらい予定をされておられるんでしょうか。今まで、今度は小学校10校、中学5校ということで、今まで派遣されておる学校もあるんです

けれども、あと、やはり難しいところ、来年度事業ですと4月からスタートになってきますけれども、その辺のところ、今の現状ですね、お聞かせいただきたいなと思います。

それと、先ほどちょっと抜けたんですけど、教職員との、学校の先生がそのサポーターの方との連携というんですが、どういう連携をされるのか。やはりサポーターの、例えば大学生なんかですね、自分がやっぱり大学で勉強してきたことと、それと小学生なんかやと、大分この教育内容がかけ離れてくるわけですね。その辺のところはどういうふうな連携をとってやっていかれるのか、その辺のところのやっぱり研修もせないかんと思うんですけども、その体制ですね。ただ単に見て勉強せえよとか、自習ですから、自学、自分で努力する、それを教えるだけで、ついてるだけではいかんと思うんですけども、その辺も必要かなと思います。

それから美術展の開催事業という、これはもういつも情けない言うたらおかしいですけども、市内の方が50%ないんですよ、ずっと。これね、やはり市内在住の方にやはり魅力のある美術展にせないかんです。何でってわかります。

例えばいい作品を出しても、入賞して、その代償というか、ほうびがないんですよ。例えばお金が要らん一つの方法としては、広報に大きく取り上げるとか、今までは市長賞とかいろいろあった分を市が買い上げてやったということがあったんです。このごろ全然やってないです、お金がないからと。しかし、やはり芸術を目指そうと思う方には、やっぱりそれだけの代償も必要だと思うんです。その辺のところ、もっと努力せんと、これはふえていかないと思いますよ。とにかく、

今までやってるんだからやろうとか、やらなしょうがないと、それと会場の問題ですよ。今度どこでやるとか、いろいろまだ決まってないというようなことでは、これ予算よう組んだなと思うんですよ。やっぱりきちっとした会場でやるというのを、例えばこの他市の状況見ますと、いい場所でやってます。人が来る駅前とか、そういうところでやっぱり自分の作品を発表したくなるという、そういう場所の選定も大事だと思いますよ。その辺のところ、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

それから音楽祭の開催事業ですね。これが問題ですよ。700何万円使ってますね。いつも言うんですけど、この費用対効果言うたら、摂津の方にどれだけの文化の活動の振興を凶ったのかなと。今までそれはやっぱりリトルカメリア摂津音楽祭で入賞したいうて、一流の音楽家になっておられる方もおられます。しかし、摂津で出られた方、何人おられるんですか、これ。過去何十年とやって、何千万円、何億円近い金使って、どれだけの人を育てたんですか、これ。その辺のところをもう少し考えないかんと思います。

例えば、今度10月の5日、6日が予選なんですよ。この予選に、普通どこでも予選にフルコーラスじゃないですけども、全楽やらんでいいんです。第1章とか、そういう形で短い時間やって、審査員の方も大変ですわ。朝から晩まで。そういうところ、きちっともう少し時間の精査をして、その中に摂津市民でクラシック音楽をやってる方を、予選の時に出てくるような、そういう企画をやらんと、こんなもん絶対ふえていかないですよ。参加する方を広報紙でどうこうじゃないんですよ。もう参加する時には遅い

んですよ。ですから、こういう方法でやりますから参加してくださいと、一つの何かテーマを持っていかないと、これ絶対ふえないですよ。今まで、摂津の方が10数人なんか出たところないんですよ。1人か2人ですよ。それに700万円以上、たしかそうですね。使ってるんですよ。

この費用対効果考えたら、私これ、一番問題のある行事だと思っております。なるほど音楽祭というのはレベルが高いですよ。審査員の先生も、もう一流なんですよ。一流なればこそ、摂津市民の方を参加できるような体制をつくらなければならぬと思うんですけども、その辺のところ、よろしく願いいたします。

それと、子ども110番の家なんですけれども、これは格差あるのはよくわかります。しかし、多けりゃいいというものと違いますからね。内容の問題なんです。

それともう一つは、半径こうやって、隣同士が子どもの家というのがあるんですよ。PTAの役員やってると、「あんたも110番、110番」。ところが、昼行ったらおられない、働いて。留守宅。この辺のところも、やっぱり選定は難しいと思いますけれども、やはり核となる方をきちっと選定して、110番。

これは、抑制効果は非常にあると思います。例えば自転車に110番のつけていろいろとやっていただいているというのは、非常に効果があると思いますので、少ない地域を少しでも多くの方にご協力いただけるような体制をとっていただけたらなと思います。

それと最後になりますけれども、埋蔵文化財、それから文化財保護とかいろいろありますけれども、これも有形、無形文化財あるんです。この摂津で不思議な

のは、これ有形、無形文化財あるんですけども、摂津の指定の文化財というのはいないんですよ。なぜかという、条例がないんです。やっぱり条例制定をして、摂津の文化を継承していこうと。今まで、農具、民具ですね。中学校に置いたり、今まで国政の事務所の跡、今、公民館になりましたけれども、あそこにあった農具、民具、どこに行ったんですか。小学校の片隅に邪魔になるから、中へ入れているというようなところもあるんですよ。やはりもう少しきちっとその文化財を整理して、展示をするような場所もやっぱり考えていかないとかなと思うでしょう。

今度、コミュニティプラザですね、阪急電鉄の摂津駅にできるんですけども、やっぱりその中でも、やはり摂津の指定した文化財というのが展示できるような、こういう条例でも摂津市の指定文化財というのは要ると思うんです。有形、無形にしても。そういうものですね、大阪府のですから、府の指定ですとかいうんじゃないしに、やっぱり摂津の文化を高めるためには、独自の条例ぐらいはつくるぐらいの意気込みがなかったらいかんとは思いますが、その辺についてもお答えをいただきたいと思います。

○柴田繁勝委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 青色パトロールの車両については、さらに関係課との連携をとということでございました。具体的に消防車両等のご提案もいただきましたので、早速私の方で、関係課とどのようなことができるか、協議してまいりたいと思いますので、よろしく願いします。

○柴田繁勝委員長 大橋参事。

○大橋学務課参事 交通専従員配置に係る2回目のご質問でございますが、委員ご指摘の現場での研修、また配置箇所事情の考慮等については、これまでも現場

の確認等をしてまいったところですが、いま一度、現場それぞれの事情を把握する中で、今後の研修に反映してまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○柴田繁勝委員長 以登田参事。

○以登田教育総務部参事 大阪府教育研究所連盟のいわゆる研究の部分と研修の部分について、お答えしたいと思います。

教育研究所が加盟しています教育研究所連盟では、研究所の職員のみが集まって研究、情報交換に取り組んでおりまして、研究成果につきましては、成果物の冊子配布等により周知しております。

一方、研修の方でございますが、本年度、摂津市から大阪府の教育センターへの研修参加では、213名が参加しております。

それから、摂津市教育研究会への参加人数についてでございますけれども、原則、幼稚園、小学校、中学校、全部市立でございますが、全教職員がいずれかの部会に参加して、おおむね月1回程度の部会を自発的な研修に携わっております。

○柴田繁勝委員長 前馬課長。

○前馬学校教育課長 それではまず、指導力不足教員の研修にかかわって、ご答弁申し上げます。

指導力不足の教員が、これまで教育研究所で研修した例は実はございません。教育研究所は教育の研究を行うところでありまして、研修の企画等も行っていくところでございますが、ただし全部が間違っているわけではなくて、以前申し上げました教員の指導力等の向上のための研修の実施要綱、これを平成18年に教育委員会の方で策定いたしまして、その中で指導力が不足しておる教員に関して、指導改善研修が必要な場合に、教育研究所を研修実施場所として研修を行う、つ

まり現場を離れての研修に入るという要綱があるということは前にご説明申し上げました。

現状でございますが、以前にも3名の指導力に欠ける教員がいる、これは指導力不足教員と認定したわけではございませんが、今後そのような教員が学校現場において著しく指導力が低下し、授業等を行うことが困難であれば、この要綱を生かしまして、研究所での研修を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、指導要領に沿っての国旗、国歌の指導でございますが、教育公務員の責務としては、この国旗、国歌の取り扱いについて、この態度ですね、これを児童・生徒に指導していく必要があると考えております。したがって、その態度の一環として、教員が卒業式、入学式の国歌斉唱の折に起立するのは当然であると、それが決して内心の自由等を奪うものではないと考えております。公務員としての責務であります。

続きまして、部活動のことについてご答弁申し上げます。

おっしゃるとおり、人生においてこの部活動で得た経験は非常に大きなものでございます。したがって、できるだけたくさん部活動をつくっていききたい、そのような思いはこちらも持っております。ただ、その条件がさまざま困難な部分、何とかしていきたいということは、繰り返しの答弁になりますので、これ以上申しませんが、子どもたちの夢、これを少しでもかなえてやる、その方向は非常に重要なことだとは思っております。

先ほど申し上げた助成金、この一律の支給というのは学校に対しての支給でありまして、その学校の中で校長と折衝を行いながら、その助成金をどのクラブに多く割り振るか、この話し合いは各学

校で持たれておるところでございます。

続きまして、学力向上にかかわって、特に得点低位層の児童・生徒に対しての方策でございますが、実は全小・中学校において、朝の学習時間を活用した基礎・基本の習得について、これは読書活動等も含めてでございますが、取り組まれておるところでございます。そのほかにも、つまずきや達成度の状況を調べるために、先ほども申し上げましたような到達度テスト、チェックテスト等を行っている状況でございます。その状況把握の中で、有効な手段を各学校がとっておるところでございます。

なお、先ほどと繰り返しの答弁になりますが、つまずき調査にかかわりましては、各学校で活用ができるよう周知しておるところでございます。

なお、序列化、競争の問題でございますが、数字上の順位がつく、このようなことは、例えば身長、体重、これは全部一番背の低い人から高い人まで、あるいは重い人から軽い人まで順序がつけます。そういう意味で、これは序列化というか、順序づけというか、このように数字がつくものについては、一定、順序がつくのは当然のものと考えております。

しかし、例えばこの成績、学習成績ですね、その順序でもって子どもたちの価値を順位づけることは、教育上、非常に疑問であります。したがって、必要な順位づけ等はあるんでしょうけれども、それをもって全人格的な順位づけ等を行っていくのは間違っていると考えております。

また、競争についても必要な競争はもちろんです。ただし、特に学力の問題等で出発点の違うこの競争、同じ家庭環境のもとで、同じような学習環境の中でスタートが同じ競争であるならば、

その競争というのは意味があるでしょうが、スタート点が違う競争であるならば、何とかそのスタート地点を同じにしてやりたい、教育委員会としてはそのように考えております。

したがって、次の答弁にかかわりますが、家庭教育、このための支援を行っていきなと思っております。家庭教育力は、非常に現在弱いものになっております。その中で、例えばスクールソーシャルワーカー等の社会福祉的な支援が必要な場合もございます。また、スクールカウンセラーの教育相談であったり、さまざまな訪問が必要な場合もございます。学校だけではなく、研究機関など様々な諸機関が連携して、家庭教育力向上のための支援を行ってまいりたいと考えております。

最後に、学習サポーターにかかわってでございますが、まず教員との連携体制、味生小学校の例を挙げてみたいんですが、味生小学校で行っておる放課後の学習教室、「しゅくだい広場」と呼んでおりますが、児童の宿題の状況等をこのサポーターにも連絡をしたり、また指導が必要な児童の状況等についてミーティングを行うなど、十分な連携を図っておるところでございます。

そのほか、授業の支援のためにサポーターが入っておる場合にも、担任から、もちろん守秘義務はございますが、生徒等の状況を話をしながら、どのような支援が必要か、指導を受けておるところでございます。

現在、この学習サポーター、1月末現在で延べ253回の活用がございました。非常に有効に活用されております。中学校では全5校で、放課後学習教室が開設されておりますし、小学校では2校開設されています。また授業等への学習支援

につきましては、小学校6校、中学校1校で授業の支援等にも入っております。

このような状況で、ほぼ全校に近い学校が活用しておる現状でございますので、さらに人員確保に努めたいと思っております。

なかなか、先ほども申し上げましたように、人員確保については困難を極めておりますが、実は、連携協定を結んでおる大学から、学生派遣の支援の申し出等もありますので、そういったことも活用しながら進めてまいりたいと思っております。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 それでは、生涯学習スポーツ課に係ります3点につきまして、答弁させていただきます。

まず、美術展の件でございますけれども、出場者の方への代償というんですか、これにつきましては、美術展を開催しまして、そこで市長賞、議長賞、教育委員会賞、美術協会賞、こういった4賞を受賞された方の4賞作品展というのを、文化ホール以外の会場で、例えば市役所のロビーであったり、千里丘駅前にありましたギャラリーで開催しておりました。また、今までに市が購入しました美術作品を、「購入作品展」として、改めてまた作品を展示するような機会も、美術協会展等とあわせながら開催しておりました。現在、今、そういった形ではできておらないんですけれども、やはり委員ご指摘のように、何か摂津の美術展に出品して、ああよかったなど、来年も出品してみようかと言ってもらえるような取り組みを考えたいと思っております。また、広報、ホームページへの掲載も、本人さんの承諾も必要ですけれども、例えば作品と一緒にホームページの方へ受賞作品を出すとか、そういったこともいいかな

と思っております。

また、平成22年度に開設しますコミュニティプラザの方では、常設ギャラリーも整備していただけるということですので、そういった中で美術展とか、先生方の作品展、グループ展なんかも開催していただければ、美術の振興につながるんじゃないかと考えております。

それと、音楽祭の費用対効果の件でございますけれども、これにつきましては、本当に先ほども申しましたけれども、長年の課題でございます。

音楽祭の開催方法、予選をやりまして本選、これは当初から踏襲してきたやり方でございますけれども、音楽祭のやり方については、音楽祭の運営委員会を開催しまして、そこで今年度、どのような形でやっていくかということを協議してまいります。今年度、どのようにすれば市内の方が参加していただいて、費用対効果にもつながる取り組みになるような事業となるのか検討していきたいと考えております。

それと、文化財の件なんですけれども、本市には文化財保護条例は現在ないんですけれども、まず農具、民具の保管なんですけれども、農具、民具につきましては、現在、井路舟についてはモノレールの南摂津駅に一つ置いております。そのほかは小学校であったり、旧の福祉会館の方に置かせていただいております。この文化財につきましては、一つ一つ写真を撮りまして、文化財台帳の整備を今、行っておるところでございます。

それと、文化財保護条例の件なんですけれども、文化財保護法や大阪府の文化財保護条例に基づく国や府の指定文化財というのが、本市では味舌天満宮本殿、摂社八幡神社等が大阪府の有形文化財に指定されております。また、国の方では

平成8年に文化財保護法が一部改正されまして、登録文化財制度というのもございます。本市の中では、一津屋の第六集会所、以前芝居が行われておりました芝居小屋が、大阪府の教育委員会文化財保護課の話では、大阪府の有形文化財への指定は難しいけれども、国の登録文化財の価値はある施設ですよといったことも聞いております。大阪府下では文化財保護条例を制定されて、国や府で指定されている有形文化財などの各種文化財を除き、市にとって重要であるものを市の指定文化財として指定されております。

本市においても、文化財保護条例を制定して、保護するものとしては、例えば第六集会所であったり、一津屋や庄屋の大西邸であったり深田邸が考えられるんですけれども、そのほかにも市内にはある可能性もありますので、条例制定に向けましては、市内全域についての調査を行う必要があると思います。そのためには、文化財保護審議会等の皆さんのご意見いただきながら、慎重に検討していく必要があるかと考えております。

○柴田繁勝委員長 森内委員。

○森内一蔵委員 ご答弁をいただいて、ちょっともう少しお聞きしたい部分だけ。

特に研修に関してはいろいろと努力していただいているということで、ありがたいと思いますけれども、ぜひともその成果が生きるように、ひとつお願いしておきたいと思います。

それと、先ほど国旗、国歌ですね、私も先日、13日に中学校の卒業式なんですけれども、やはり先生が国歌斉唱という時に座っておられると。今回、私が行った中学校では、保護者の方も全員、在校生、卒業生も全員立っておられたと。教職員が座っておられる姿を見て、生徒それから保護者はどういうふうな感情を

持っておられるのかということになると、やはり先ほど起立は当然であると言っておられましたけれども、大阪府の教育委員会も、不起立職員には処分もということで、例えばこれはどこでしたかね、門真の第三中学校でしたか、昨年でしょうか、生徒が1人しか立たなかったというような話で、先生方も8人ぐらい立たずに、「卒業式がこんな形で」というような、いろいろ保護者の方からあったみたいなんで、今年はいろいろ指導されたんですけれども、やはり教育指導要領の中でも、やっぱり国旗、国歌というのはきちっと指導しなさいよということです。ということは、その先生は国旗、国歌というのは指導する気がないんでしょうか。教職員として、やはり守るべき一つのルールを果たされておらないと思うんですけれども、その辺の対応は教育委員会としてどういうふうにお答えされるのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、学校部活動の助成事業なんですけれども、先ほど学校に一律ということで、その中で分配なんですね。ということは、クラブ数の少ないところは、当然分配数が大きいわけですね。当然そういうことになりますね。例えば中学校5校であれば、100万円ずつだったら、10万円ずつでもいいです。10個のクラブがあるところと五つのクラブがあるところ、これは大きな格差ですよ。その辺のところは、これはそれであれば、おかしいと思うんですけれども、その辺のところをお聞かせください。

それと、学力のところですね、僕ね、序列が過度の競争というんですけど、それは個人個人で、「君は何点でこのクラスで何番目」というのは、これはおかしな話ですよ。しかし、やはり自分の置かれている、本人にはやっぱりこういうこ

とでというのは、やはり競争力って、それは「あの子に、あいつに負けたくない」、
「この子に負けたくない」というのは、それはあると思うんですけども、ある程度はやはり競争しないと、学力なんか向上しないですよ。

それと、出発点なんですけど、出発点が問題なんです。きちっとした基礎学力があれば、出発点は高いですよ。それができてなかったら出発点低いですよ。落ちこぼれの児童・生徒に合わせて出発するのか、その辺のところ、やっぱりきちっと教育委員会として、落ちこぼれの子どもさんは、やっぱりそこにレベルにある程度、出発点にくるだけのやっぱり学力向上をやっていかないかん。そのために、やはり学習サポーターとかいろいろなやってるんですから、その辺のところやっぱりもう少し。

我々、保護者に見てみたら歯がゆいんですよ、実際。親というものは、子どもがこの社会で生きていけるかどうかというのを、それを生半可に生きる力と言うけれども、競争に勝たないかんのですよ。その辺のところの指導というのは、それは履き違えはいかんと思うんですけども、ある程度、競争社会の中で生き抜く力、これが生きる力だと僕は思うんですけども、その辺のところ、お聞かせいただけたらなと思います。

いろいろと学校、家庭連携の支援モデル事業ということで、スクールカウンセラー、さわやかフレンドといろいろとやっていただいておりますけれども、先ほどもありましたけれども、とにかくこれからやっぱり家庭と学校との一つの連携を持って、やっぱり学校教育、家庭教育、地域教育、みんなで子どもを育てていけるような体制をつくっていただけたらなと思いますので、よろしく願いしてお

きます。

学習サポーターの件に関しましても、非常に努力していただいておりますということで、学校の教職員の方も大変でしょうけれども、一応連携をきちんととっていただけたらなと思います。

それと、美術展の開催事業ですけども、これは本当に言う方もつらいんですけども、担当課としては大変だと思います。しかし、やはり摂津市民の文化向上のためには、何かいろいろな方策を考えていかないかんと思うんですね。

ですから、その辺のところを何かの方法、例えば場所的なものも考えていかないかんと思います。「以前からここでやってた、将来的にはこういうふうになりますよ」と。

それから「美術展に出して入賞すればこういうのがありますよ」というような一つの目標を今後定めていただいて、多くの方に出品をしていただいて、摂津の文化、芸術が高まっていくように、ひとつ努力していただきたいと思います。

それと、音楽祭ですね。これは、レベルとしては非常に高いんですね。摂津音楽祭で入賞して、あれ金賞、銀賞、銅賞でしたかね。そういう方は各界で活躍しておられますけれども、悲しいかな、摂津の方がそういうふうな、今まで金賞なかったですね。三賞にもなかったですね。リトルカメラア賞ぐらいのもので、やはりそれぐらいとれる方は、やっぱり育てていくというのは、予選にでも参加して、やはりそういうレベルのところへ行く機会を与えないかんと思うんですよ。ですから、予選なんか2日間やりますけれども、朝から晩までずっとなんですよ。ですから、一小節やるとか、時間も。ピアノなんかでも、これだけの時間でやるということで。審査員の先生ね、「ぱっと

入ってくる時の態度と、それから構えてこれからということで、わかる」と言われるんです。だから、最初から最後までやって、それは、あがっていてだんだん乗ってくるのもあるんでしょうけれども、やはりその見きわめができるような、日下部先生でしたかね、やっぱりもう超一流ですよ。そういう先生がおられるんですから、もう少し時間を短縮して、本選はそれはフルでやっていただいたらいいと思うんですけれども、その余った時間ですね、たとえ摂津の方、やはりクラシックに目覚めてやっていこうという方の、やっぱり参加というのもしらないかん。その辺のところをやれば、もっとこ音楽祭というのが、もっとレベルも上がるだろうし、市民にとっても身近なものになっていくと思うんですけれども、その辺のところも一遍考えていただいたらとお願いしておきます。

埋蔵文化財の件ですけれども、これもやはり文化財の摂津の保護条例というものをやっぱりきちっと持って、府の指定をもらうには、やっぱり市の指定をしていかんといかんとするんやね。その順序が一つ抜けとるんですから、その辺のところも今後、そういう方策を立てて、摂津の郷土資料の保存というふうな形で文化、それからいろいろ伝統的、歴史の勉強の一つの資料として残していただけるような方策を立てていただけたらと思いますので、よろしく願いして質問を終わっておきます。どうもありがとうございました。

○柴田繁勝委員長 前馬課長。

○前馬学校教育課長 それでは、国旗、国歌の問題からまずご答弁申し上げます。

昨年3月の門真第三中学校の卒業式の問題は、当時、新聞報道にもあったように、指導として生徒に座らせるような状

況、またそのかかわった教員が一斉に座っておるような状況がございました。長い時間をかけて、せんだって新聞報道にあったように、市教委は文書訓告の処分をしたということでもございました。

本市の今、ご指摘の状況、校長等からも報告をまだ受けておりませんが、滞りなく卒業式が終わったということで、これは座っておる場所等によっても、見えない状況もあったのかもしれませんが。森内委員がごらんになった角度からそのような状況があったのかもしれませんが、どのような状況か、今後調査をしたいと思っております。

ただ、私も考えておりますのは、教員は教育公務員としての責務を自覚する必要があること、また国歌斉唱に当たっては起立し、斉唱するとともに、節度ある行動をとるよう、これは指導ということでは必要だと思っております。

したがって、そのような指導を行う者がそのような行動をとっておるということは、非常に遺憾であると考えておりますので、状況を調査したいと思っております。

続きまして、部活動の関係でございますが、「部活が少ないところと多いところ、金額が同じでは、これは不公平ではないか」ということにつきましては、状況等をもう一度調べまして、不公平のないように努めてまいりたいと思っております。

最後に、競争の件でございます。

我々すべての競争を否定しておるわけではございません。時には必要な競争もございまして、ただし、その競争のみに走ってしまうという、この現状は危険であると考えておるわけでもございまして、例えば進学に際しましても、個人個人の成績であるとか、そういったものを進路指導

の資料とはしてまいりますし、そのような時の得点と全体を比較する時の得点、これは分けて考える必要があると考えております。

生きる力つきましては、競争社会の中で生きる力なのか、どこで生きる力なのか、よくわかりませんが、ただし社会を生きて行く力の中に、時には必要な競争もあるとは理解しております。

○柴田繁勝委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 午前中のちょっと議論の中で、ちょっとどうしても気になることがございましたので、少しだけちょっと質問させていただきたいと思います。

防犯ブザーの関係なんですけれども、午前中の議論の中では、壊れている等のチェックについては担任の教師が行っているということでございましたけれども、実態ですね、この辺、防犯ブザーも貸与されてから随分になりますけれども、その実態を、担任の先生がどれぐらい実際に学校の現場で把握をされているのか、教育委員会の方でどれぐらい把握されているのか、ちょっと最初にお尋ねをしたいんですけれども、それと、携帯してきているかどうか、この辺のことも、確かに年に一、二度のその防犯教室の中では防犯ブザーについての使った指導もされているということはございますけれども、その辺のふだんの子どもたちの実態をどういうふうにとらえているのか、ちょっと最初に教えていただきたいと思います。

○柴田繁勝委員長 防犯ベルのこと、馬場次長、答弁。

○馬場教育総務部次長 私の方が購入して貸与いたしておりますので、制度のまず説明をさせていただきますけれども、最初申し上げましたように、貸与期間は1年間、それ以降は保護者の譲渡ということで、保護者責任でお願いするという

要綱をつくっておりますので、1年間は学校現場で管理台帳をつくっていただいて、管理をしていただくという原則でこの運用を行っております。

それで、年度当初に、一括して購入いたしまして、各学校の希望数を配布いたしまして、学校で台帳をつくっていただいて、それぞれの子どもに渡すと、そういう形で台帳管理をしているという形で把握いたしております。

○柴田繁勝委員長 よろしいですか。藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 いや、そういうことやなくて。それはわかっています。

○柴田繁勝委員長 前馬課長。

○前馬学校教育課長 使用の実態等にかかわっては、正直申し上げて、日常的な点検は行われておらないような状況がございます。と申しますのも、子どもに渡して、後は家庭での管理等任せおる状況もございます。「持っていますか」と、子どもたちに聞くと、持っていますと答えます。ただし、それがどこに入っているかのチェックまではしておらない状況でございます。

先ほどあったランドセルの底に入ったままで、これは持っていても、活用できる状況ではございません。また、外にぶら下げておっても、ランドセルの後ろにある状況で、先ほども話しておったんですけれども、いざという時にすぐにその防犯ブザーを使うことができません。ですから、日常的な問題については、状況を把握する必要はあるなと思っておりますが、現状ではなかなか実態把握はできておらない状況でございます。

○柴田繁勝委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 それで、やっぱりこれ、先ほども制度のことも改めておっしゃっていただきましたけれども、管理につい

ては、これは家庭もしくは子ども、保護者がするという事になってまして、当然持たせていくというの、やっぱり保護者の方でやらなあかんというふうになると思うんですね。

学校の先生でこれをチェックするというのも大変ちょっと酷な話で、先ほど来言っていて、先生は勉強を教えるというのが本分ですから、余り期待するべきことではないと思うんです。そうなりますと、やっぱり教育委員会の部署の中でも、この保護者を担当されている、青少年課の方の方から、例えばPTAの方にもそういう働きかけをして、この防犯ブザーをしっかりと携帯をさせてほしいというふうな取り決めのお願いをしていくとかね。

保護者の意識を上げていかなかったら、これせっかく配布しても費用対効果が本当に望めないという状態になってくる可能性は非常に強いんですね。

私どもの学校の方でも、一昨年に「110番の家ウォークラリー」というふうにありましたけれども、その時に「防犯ブザーを使いますよ」ということで流しましたら、多くの子どもが防犯ブザーを買いに走ったんですね。なかなかどこへ行ったかわからへんようになったような子どもも中にはいるということが実態やと思うんです。なかなか携帯してきていない、それはもう四六時中、先生から言ってもらえるようなものではないですからね。これはやっぱり、保護者をまじえて、やっぱり配布した側も含めて、しっかりこれを有効に活用できるような取り組みを、今後お互いに考えていくべきことではないかなと思いますので、これはちょっと今後の取り組み課題として提案させていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○柴田繁勝委員長 本保委員。

○本保加津枝委員 各委員さんの方から、種々多岐にわたり質問もありましたので、私の方からは簡単に数点お聞きしたいことと、あとは要望とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、114ページの医薬材料費が30万円と年々上がっている状況ですけれども、昨年12月の一般質問で要望させていただきましたアレルギー体質のアナフィラキシーショックに対する薬、エピペンの投入を、これ配置について、していただけるようお願いをしておりましたけれども、この点についてはどのような現状、状況になっているのか、進捗をお聞かせいただきたいと思います。

あと、それから、学校給食なんですけれども、これに関連しまして、現在、アレルギー体質の人がふえ続けているというような状況で、もう3人寄れば必ず1人あるいは1.5人がアレルギー症状を持っているというような状態になっておりますので、子どもたちにつきましても、お母さんがやはりアレルギーを持っていると、子どもたちにもそれが伝わって遺伝していくということが言われております。お母さんがアレルギー体質であって、余り表面に出ていなくても、子どもさんの方が数倍ひどい例の方が多く見られるということで、このアレルギーの体質の方に対する対策についても、今、多方面でいろんな研究がなされるようになりました。ただ、しかし、小学校、今度給食につきましては、現状、除去食ということで、品数等、栄養のバランス等でお弁当的な形でご自宅から持たせてきていただくという形をお願いをしているようですけれども、この除去食のみでなく、アレルギーの対策の改善に伴って、代替食への方向転換ということで、代替食もか

なり進歩しております。これについても、代替食への転換を図るということは、非常にコストの面等々で負担も大きいかとも思いますけれども、これに対する今後の考え方で結構ですので、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

あと、小学校の方ですけれども、各委員からも学力定着度調査に関連して、さまざまな観点からご質問がありましたけれども、学力向上へのこの具体策について、他市から摂津へ転入してこられた保護者の方が、摂津の授業の内容を参加して、もう本当に驚いたと、全くその話にならないというようなお声を聞く機会がありまして、結構さまざまな観点から見て、かなりそのレベルが低いと断定をされております。先般もその調査内容でも、決して高くはない、低い方だということが評価として出ているわけですが、これについて、一気に学力向上はなかなかできるものではないということは、どなたも保護者の皆さんも理解をされていると思いますけれども、そういった観点から、学力向上へのその具体策について、何らかの形で検討されているのかどうか、摂津市の教育方針について、お聞かせをいただきたいと思います。

あと、これは評価と要望になりますけれども、中学校にそのエアコンを設置をしていただくということで、思った以上に早い対応を教育委員会の方から市の方に働きかけをしていただいて、今年度決定したということは、もう非常にうれしいことですし、大きく評価をさせていただきますと思います。

今、これが決まったところで、これから工事というところで、大変せつつくよう申しわけないんですけれども、ここでやれやれほっと、中学校一応ついたのということではなくて、小学校、園に

ついても引き続きエアコンの設置ということの努力をしていただきたいと思いますので、これは要望とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

あと成人祭なんですけれども、前回も要望させていただきましたけれども、記念品が全くないということで、参加をしたという記憶は残るんですけれども、やはり当日参加できなかった人のためにも、記念品をぜひ配布してほしい、これの復活を要望する声があちこちで届けられておりまして、やはりその一生にたった1回の成人式ということですので、やはり他市とも、皆さんね、もう社会人になっておられる方、学生の方、専門学校へ行っておられる方、やっぱり同じ年齢の人は見比べをやはりどうもするようで、摂津市は何もないのということですね。

財政的な問題といいましても、人数的に考えれば、高価なものでなくてもいいと。現状でしたら、バインダーですとか、ファイルですとか、クリアファイルですとか、ボールペンでも結構ですと、何でもいいので、そういうことをせっかくセツピィというかわいらしいマークができたので、そのマークを入れるなどして、摂津市の成人祭に参加した、あるいは参加できなかったけれども、摂津市で成人式を迎えた記念品としたいというご意見があるんですけれども、これについての考え方をひとつお聞かせをいただきたいと思います。

あと、安全対策事業、104ページの方なんですけれども、これは今、藤浦委員からも、その前の森西委員からもお話がありました。せっかくやっていただいた、他市に先駆けてですね、全小・中学校全員に貸与していただいた防犯ブザーで、今も続けていただいておりますので、最近はなかなか事件が、物騒な事件がよ

うやっとなんて少なくなってきました。どうしても人間というものは喉元過ぎれば熱さ忘れるで、事件が少なくなると、そういうのを聞かなくなると、ついうっかりとか、防犯ブザー持っててもそこまで対応に躍起になるということがなくなってきましたので、そういった油断を廃して、しっかりと防犯ブザーのチェックを、ご家庭でもやっていただけるように、呼びかけの方を学校側からきちんと、年1回、2回と必ず決めるようにして呼びかけをしていただいて、プリントを渡すなり、口頭で先生の方から呼びかけていただくなり、きっちり対応をしていただきたいと思いますので、これは要望としておきます。よろしく願いいたします。

あと、この安全対策事業で、見守りですね、子どもたちの登下校の時間帯に合わせて水まきをしたり、お掃除をしたりという方が見守って、「行ってらっしゃい」とか、「おはよう」とか、「お帰り」とかいうのでやっていただくということで、これは大分浸透しまして、皆さんやっていただいているんですけども、このせっかくの見守りの人の注意を聞かないと。これが残念なことに再三ありまして。せっかく「危ないからそこはだめよ」って言っても、通学路でないところを斜め横断すると、非常に交通量の多いところですし、危ないということが近所の方もわかっていらっしゃるので、見守りをしているんですけども、その見守りの人の言うことを聞かないと。これはもうどうしようもない話で、これは子ども自体のやはり問題もあると思うんですね。学校の方をお願いをして注意をしていただいているはずなんですけれども、まだそれが改善されていないということです。せっかく見守りの人が声をかけてくださっているのに、それも聞かずに走って逃げ

るとかですね、やはり対応が非常に悪くて、やっぱり子ども一人一人に命はたった一つしかないんだと、事故が起こってからではだめなので、取り返すことのできない大切な命、あるいはその傷が残ってはいけないということで、非常に心配をして声をやっぱりかけていただいている地域の方の気持ちを子どもたちにも、教育委員会の皆さんから、あるいは学校関係者の皆さんから、しっかりと伝えていただくように、お願いしたいと思えますので、これも要望としておきます。よろしく願いいたします。

あと、ランドセルなんですけれども、先ほどもいろんな形でご質問がありましたけれども、これも非常に好評なので、この新入学の支給品事業としてはぜひ続けていただきたいと思います。軽くて手軽で遠足の時等も、見学に行く時もある一つで行けるので大変いいですと、「第一公平感があってとってもいいです」と、「みんなが同じでスタートが切れるということが大事だと思います」というような賛同の声が保護者の方からも寄せられておりますので、今後ぜひ続けていってほしいと思います。よろしく願いいたします。これも要望としておきます。

あと最後に、市民体育館なんですけれども、閉鎖されます。この3月で閉鎖をされた後、スポーツ関係者の試合とか、あと昇段試験にあの会場を使っておられる方等が、代替施設はどこなのかということで、確認のために聞いてこられました。なぜかと言いますと、「代替施設はあるんですか」と、「どこの体育館等も、通常使っている方などで、いっぱいなんです」と。代替施設がなければ、スポーツ関係は多目的ホールとか公民館等とかで使えないもんですから、どうしても体育館が要るんですということになってお

りまして、これに対して、どのような方向で考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○柴田繁勝委員長 答弁、大橋参事。

○大橋学務課参事 そうしましたら、アレルギーにかかわります2点にご質問にご答弁申し上げます。

まず、アレルギー疾患に対する取り組みの現状ということでございますけれども、昨年の5月に財団法人日本学校保健会の方から、学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインというものが発刊されまして、それに基づく運用をどのようにしてまいるかというところで、養護教諭等と協議を重ねる中、また学校保健会理事会等において、校医の先生方等にもご意見を伺う中、検討を進めてまいりました。現状といたしましては、4月当初に実施いたします健康診断問診票をもとにして、本当にその学校生活をしていく上で、日々のケアが必要な児童・生徒の把握に努め、このガイドラインに載っておりますアレルギー疾患の生活管理指導表ですね、これに基づいた学校現場での取り組みということを実施していくように、決定をしまして、校長会等、養護教諭部会でも了解をいただきました。管理指導表についても、学校の方にも印刷をして配らせていただいておりますので、21年度からこのガイドラインに基づいた運用ということで進めさせていただきたいというふうに考えております。

エピペンの問題についてなんですけれども、エピペンの使用につきましては、当初から基本的には医療行為であるということで種々議論はあったんですけれども、私も国の研修及び府の研修の方にも参加してまいりまして、打つ必要があったのに打たなかったケースと、打たなくてもいいのに打ったケースでのリスク、

大きくは訴訟リスクと言ってもいいと思うんですけれども、そういう部分ではやはり、打つ必要があったのに打たなかった方がそのリスクというのは非常に高いというところで、そういう研修を受けて、学校現場の方にも説明をさせていただいて、エピペンの使用については、おおむねその必要があった場合には養護教諭を含め取り組んでまいるということでご理解をいただいております。

学校給食のアレルギーの部分については、現在、原則として除去というところで取り組みをさせていただいております。18年度が27名、19年度28名、20年度27名となっておりますけれども、数値的には変わりはないんですが、そのアレルギー疾患をお持ちの児童・生徒はふえているというところは、現場の方からも医師の方からも伺っておりますけれども、現在、給食の除去をするまでのアレルギーをお持ちのお子さんというのは、今、数字を申し上げたように、そう変わっている状況にはないということがあります。

今後の代替食の考え方なんですけれども、この30名ほどの方の除去をすることによってのカロリーの問題、栄養面での問題というのは、その辺は栄養士が計算をしておるわけなんですけれども、どうしても不足する場合は、その保護者の方から補食的なものを持っていただく等ということで対応はしているんですけれども、今後、調理の現場でそれぞれ30名弱の方のそれぞれのアレルギーの何に反応するかというのがございますので、それを個別に代替食というのはなかなか現状では難しいのかなと考えておりますので、今後の検討とさせていただきたいというふうに考えております。

○柴田繁勝委員長 前馬課長。

○前馬学校教育課長 学力向上への具体策についてでございます。

先ほど、委員の方から、他市に比べて授業内容がレベルが低いとご指摘あったんですが、以前、11月29日の全国学力・学習状況調査の結果説明会の折にも、そのようなご指摘がございました。その折に私の方から、回答といたしまして、教科書が違ったり、教え方に若干の違いはあるだろうけれどもレベルの違いはない。摂津の教員も、その時は茨木市とおっしゃったんですけれども、他市の教員もレベル的には変わらないし、同じレベルのものを教えている、安心してくださいと、そのようにお答え申し上げました。

授業の中身やその時の子どもの実態等で授業というのは生き物でございますから、どのように変わるかはわかりません。ただし、そのようなお声をちょうだいしないように、今後取り組んでいく必要があるとは思っております。

具体的なプランでございますが、例えば学力向上のための人の配置、小学1年生等学級補助員の全校配置もその一つでございますし、さまざまなサポーターの配置もその手だてでございます。

また、移行措置、新学習指導要領への移行措置期間に入りますが、その中での時数確保にも努めてまいります。ゆとりのある時間数の中で教育課程を編成しなければ、学力向上もあり得ないと思っております。

さらには、学力調査等の実態把握を今後も続ける必要があると思っております。毎年子どもの状況も変わりますし、実態把握の中でこの改善策をその時その時考えていく必要があると思っております。そして実態把握だけではなく、改善策について、さまざまな方と情報共有をして、課題も共通認識を持つ必要があると思っ

ております。そのような活動を続けてまいります。

さらには小中連携の取り組み、また研修等改善していく必要がありますが、何よりも先ほどのようなお声をちょうだいしないように、授業改善が必要であると考えております。

他市に比べてレベルが劣っているとは思いませんが、教科研究に関しては他市に比べて若干取り組みが少なかった状況はあるととらえております。したがって、個に応じた指導、そしてまた学力向上のためにさまざまな手だてを打てるよう、授業改善について21年度は中心に取り組んでまいりたいと思っております。

○柴田繁勝委員長 次は小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 市民体育館閉鎖に伴います代替施設等の問題でございますけれども、現在、市民体育館を利用いただいている団体の活動場所につきましては、市内にあります正雀体育館、味生体育館、鳥飼体育館、味舌の体育館を利用させていただきますとともに、昨年5月に開設いたしました味舌、三宅の両スポーツセンターをご利用いただきたいと考えております。

そのために、市民体育館には、平成21年3月末で閉館になりますといったポスターを掲示するほか、市民体育館の申請窓口でありますふれあいルームにおいて、利用者の方への閉館の周知、またあわせて他の体育館やスポーツセンターへの利用案内をさせていただいているところでございます。

特に、味舌、三宅スポーツセンターにつきましては、従来、市民体育館で行われておりましたバドミントンやバレーボール、こういった活動が移行できますように、バドミントン3面、バレーボール2

面、大きく1面もでございますけれども、そういったポール穴をあけるといったことや、競技ラインの引き直しなど、床面改修を行いました。

またあわせてスポーツ環境整備ということで、体育館内の女子トイレの一部を洋式化するなど、対応しているところでございます。

○柴田繁勝委員長 川崎課長。

○川崎青少年課長 青少年課に係りますご質問について、お答えいたしたいと思っております。

成人祭での記念品ということでございます。この件につきましては、平成16年の1月に開催した時点から、この記念品がなくなっております。詳細については、詳しくはわからないですけれども、この時、いろんな市の事業というんですか、そういったものでこういった記念品等の一定の見直しがされたかのようにちょっと聞いております。この成人祭におきましては、16年の1月の第38回の成人祭から記念品をお出ししておりません。それで数えますと今回までで6回、記念品はお出ししておりません。その間、他市等の状況も把握しておりませんので、そういったこともこれからちょっと検討してまいりたいと思っております。

○柴田繁勝委員長 本保委員。

○本保加津枝委員 ありがとうございます。

エピペンの方、了承していただいて、関係皆様方の了解を得て、21年度、今年度から実施ということですので、よろしく願いをいたします。

打つべきか、打たざるべきかという問題なんですけれども、これは30分以内にアナフィラキシーの時は対応できないかで、命にかかわるといふような状況ですので、重篤なそういったショッ

ク状態をお持ちの子どもさんの親御さんですね、保護者の方はきちんと理解をされていると思いますので、何よりも今おっしゃっていただいた生活管理指導表の方をきちんと書き込みをしていただいて、親御さん、保護者の方の了解をきちんととっていただくことが一番大切なことだと思いますので、後の打った方がよかったのか、打たなくてもよかったのかということは結果ですので、それに至るまでの手順をきちっと押さえておいていただきたいと思っております。そして、せっかくのその配置をしていただくわけですから、十分有効に活用していただけるようお願いをいたします。要望でございます。

それから、給食の除去食から代替食へといいますと、全体から見てこの人数でしたら、代替食に切りかえるということは非常に大きなコストがかかりますので、現状では除去食を続けていくというお答えであったと思っております。これはもう財政的な面もありますのでいたし方ないことですが、将来的にはこういった状況になるかわかりませんので、このところ急速にアレルギー症状を持つ人口が増加しておりますので、将来も見据えて、除去食でいいと決め込んでおかないで、代替食に対するその食品の中身についても、栄養教諭等中心に研究をしていただいて、切りかえができる時がきたらやはり切りかえていただくというような状況をしっかりと見据えて、対策をしていただきたいと、このように思いますので、よろしく願いいたします。要望としておきます。

あと、学力向上の方ですね、今おっしゃっていただいた先般のことも含めまして、やはり最後におっしゃっていただいた、最終的には授業改善ということだといふように、今、課長からお答えをいただき

ましたけれども、やはりその授業改善というところに着目されてるといのは、大変結構かと思えます。

その方もやっぱり授業参観に行かれて驚いたということですので、やはり授業改善をしっかりと実施していただくと、そのためにはやっぱり、今おっしゃっていただいたような実態の把握とか、共通認識という、課題の共通認識ということが、本当にそれに対して取り組みをきちんと進めていただきたいなと思うんです。そればかりやっておられるわけじゃないから、多岐にわたることについて、教育委員会も取り組んでおられますので、状況的には理解もしておりますけれども、やはりその現場で起こっていることということに対して、やはり直接しっかりとかわって行っていただいて、保護者の皆さんからの声に、こういうふうによくやっているんだということ、具体策としてこういうふうに行っているということ、明快にお答えをしていただけるような取り組みをお願いしたいと思えますので、要望といたします。よろしくお願いいたします。

あと、成人祭の記念品なんですけれども、これやはり、ぜひ何らかの形で、今検討していただくというお答えをいただいておりますけれども、実現をしていただいて、摂津市の成人祭の記念品として取り組みをしていただきたいなと思えます。

それと先ほど、森西委員の方からもご質問がありましたように、会場が、青春フリータイムの方が三宅柳田小学校の方ということですので、結構距離あります。三宅柳田小学校体育館ですね、移動されるということですので、女性の場合はやはり着物をお召しの方が多いため、あそこ、橋を超えてちょっと行きますの

でね、その辺もしっかりと。一部だけで、先ほどもおっしゃっておられましたけれども、一部だけで終わらないように、あるいは二部だけにならないようにという配慮の方を、何かしっかりと取り組みを考えていただきたいなと思えますので、よろしくお願いいたします。

それと記念品の方のまた再開も、ぜひ要望としておきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

あと、市民体育館の方なんですけれども、バドミントン等、場面の方は確保していただいて、お手洗いの改善もしていただいているということでございましたけれども、もう今、正雀、味生、味舌と、スポーツセンターの名前も挙げていただきましたけれども、皆さんこれもうちと全部、ほとんど押さえられてますので、余裕がないんです。そこで間に不定期にそういう試合とか行事をされる場合、もう入っていく余裕がないということで、非常に困っておられるところがあります。いつもどおりのことはできるんですけれども、その日、例えば一日だけあいてると、その日にもう行けなかったらもう後は絶対とれないんだというような緊迫した状況の中で、困ったなということですね。

本来でしたら、何らかの形でやっぱり代替案をきちっとつくって提示されるのが本来だと思いますけれども、財政面から考えれば、新しい箱物をつくるというのは適当ではないと考えますけれども、その辺ですね、今後施設を提供していただけるような場所があった場合、またきちんと確保していただきたいなと思えますので、要望としておきます。よろしくお願いいたします。

○柴田繁勝委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時 休憩)

(午後3時2分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柴田繁勝委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第1号、所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○柴田繁勝委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第10号、所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○柴田繁勝委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会を閉会します。

(午後3時3分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

文教常任委員長 柴田繁勝

文教常任委員 森内一蔵